

災害対策をめぐる国際協力の仕組みづくり
Japan's International Cooperation in Disaster Risk Reduction

研究調査報告書

2011年3月



(公財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構
Hyogo Earthquake Memorial 21st Century Research Institute

ま え が き

以下に報告する研究「災害対策をめぐる国際協力の仕組みづくり」は、ひょうご震災記念21世紀研究機構における2010年度の研究テーマの1つとして実施された。研究の目的は、16年前の大震災を経験した地域の研究機関として、日本の経験を災害多発地域である東アジアの国々に、どのようにすれば役立てていただけるかについて明らかにすることだった。

研究は研究会方式で進められ、JICA や兵庫県などの外部専門家にもゲストスピーカーとしてご協力いただいた。研究は災害発生時の緊急対応のあり方から復旧・復興過程にまで及び、日本や兵庫県に蓄積された知的、人的、制度的、金融的資源をどのように活用すれば、日本の国際貢献の一環としての災害協力が実効上がるものになるかについて議論が進められた。

調査のとりまとめと報告書の執筆に当たっていただいた穂原雅人氏は、中国清華大学のご出身で神戸大学の博士号を取得された経歴を持ち、本研究テーマに中国四川大地震の情報や外国からの視点を持ち込み、精力的に研究に当たっていただいた。報告では、災害対応の国際貢献として日本が最大の効果を発揮する時期と分野について明らかにしていただいた。合わせて、日本が被災したときに、諸外国からの救援や支援の効果的な受け入れ方策にしても指摘していただいた。

報告書の執筆に当たられた穂原研究員をはじめ、研究会にご参加いただいた研究者の皆様、ヒアリングをお受けいただいた関係者の皆様にも、心より御礼申し上げたい。

2011年3月末
ひょうご震災記念21世紀研究機構
研究統括 林 敏彦

研究体制

研究会委員

い お き べ まこと
五百旗頭 真*

(公財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構研究調査本部長
防衛大学校校長、「東日本大震災復興構想会議」議長

はやし としひこ
林 敏彦

(公財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構研究統括
同志社大学大学院総合政策科学研究科教授

むらい まさきよ
村井 雅清

CODE海外災害援助市民センター理事/事務局長

くるす かおる
栗栖 薫子

神戸大学大学院法学研究科教授

くすのき あやこ
楠 綾子

関西学院大学国際学部准教授

* 研究責任者／研究会委員長

担当研究員

あきはら まさと
穂原 雅人

(公財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構主任研究員

オブザーバー

かいほら としたみ
貝原 俊民

(公財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構理事長
政治家、第 5 代兵庫県知事

い れい えいぜん
伊禮 英全

独立行政法人国際協力機構(JICA)兵庫所長

こやま たつや
小山 達也

兵庫県企画県民部防災企画課防災事業係長

かみの ともや
上野 友也

人と防災未来センター研究員

目 次

まえがき

研究体制

はじめに..... 1

第 1 章 日本の国際防災協力..... 3

第 1 節 防災分野における日本の ODA の基本方針と取組み..... 3

第 2 節 政府による国際緊急援助の仕組み..... 4

1. 国際緊急支援の取組み..... 4

(1) 災害救援活動の法的根拠

(2) 災害の種類と国際援助対応

(3) 海外援助派遣のプロセス

(4) 国際緊急援助隊(JDR)の体制

2. 国際協調と連携..... 8

(1) INSARAG (インサラグ) による災害救助チームの調整

(2) UNDAC (アンダック) と OSOCC (オソック) による緊急時の国際的な支援体制

(3) 日本の取組み

3. 政府の海外援助の課題..... 10

(1) イデオロギーの壁

(2) 的確な効果を得るために援助のスキームに対する理解

(3) 長期的復興の視点を持つシームレスな支援

(4) メディア報道の光と陰

第 3 節 NGO/NPO による国際緊急・復興支援の仕組み..... 14

1. 国際協力における NGO/NPO の役割..... 14

(1) 日本の NGO

(2) ボランティア元年と災害時 NPO

2. NGO/NPO と政府行政との連携..... 15

(1) 官民連携の 3 つの方法

(2) NGO/NPO 支援・連携のための政府資金協力

(3) NGO 国際協力の仕組み (ジャパン・プラットフォーム)

3. JPF による効果的な国際支援..... 17

(1) シームレスな国際緊急・復興支援

(2) 長期的復興の視点を持つ被災のニーズに応じる国際支援

(3) 復興支援は「より良い状態」を目指して

4. 民間の国際災害復興支援の取組みに関する課題..... 20

(1) 長期支援の視点

(2) 依存と自立の問題

(3) コミュニケーションの問題

(4) 現地のボランティア組織の調整機能の強化

第2章 被災国として日本における国際社会との連携.....	22
第1節 大震災の教訓を踏まえた取組みとその結果.....	22
1. 阪神・淡路大震災時における取組みと教訓.....	22
(1) 国連人道問題局 (DHA) の評価	
(2) 内閣府による解説	
(3) 自治体 (兵庫県、神戸市) の対応	
2. 大震災の教訓を踏まえた取組み.....	27
(1) 内閣府と関連省庁 (外務省、総務省)	
(2) 地方自治体 (兵庫県、神戸市) における海外部隊の受入れ	
3. 地域間における災害応援協力 (日米、日中、日韓).....	30
(1) 地域防災・減災力とした在日米軍とその基地の役割	
(2) 兵庫県と米国カリフォルニア州の防災協力に関する合意	
(3) 静岡県と中国浙江省との防災協力協定	
(4) 日韓防災会議	
4. ボランティア・ネットワーク・センター(災害時 VNC) の役割.....	30
第2節 東日本大震災における阪神大震災教訓の検証.....	33
1. 地震の概要と日本政府の対応.....	33
(1) 外務省	
(2) JICA の役割	
2. 各国・地域等からの緊急支援.....	34
(1) 各国・地域の国際緊急援助隊	
(2) 在日米軍による支援	
(3) 国際機関との連携	
(4) 海外医療支援チームが活動を実施	
第3節 地域の受援力強化のあり方.....	35
1. 阪神大震災から16年を経て依然とした問題点.....	35
2. 「受け入れ」の海外事例 (アメリカ9.11、中国四川5.12).....	36
(1) 事例1. (米)世界の建築家を集めて世界貿易センタービル再建計画	
(2) 事例2. (中)四川都江堰市震災復興グランド・デザインの国際公募	
第3章 HAT神戸の国際協力資源.....	38
第1節 HAT神戸 (Happy Active Town).....	38
第2節 国際的拠点としてのHAT神戸.....	38
1. 国際防災・人道支援協議会 (DRA).....	38
2. HAT神戸に18の国連・国際機関.....	38
3. HAT神戸にある諸機関の有する機能と役割.....	38
おわりに [政策提言].....	40
参考文献.....	41
謝辞.....	42
研究員経歴.....	43

はじめに

国際協力はなぜ、必要なのか？

2011年（平成23年）3月11日14時46分ごろ、日本の太平洋三陸沖を震源として発生した巨大地震、津波が日本列島を襲いた。この地震を「東北地方太平洋沖地震」と命名されて、その被災状況は次のようになる。

阪神大震災の約1000倍に相当するマグニチュード（Mw）9.0のエネルギーで、本震の揺れが東日本全体で約6分間も続いた海溝型地震であった。この地震が少なくとも4つの震源領域で3つの地震が連動発生し、日本本土の地盤が3メートル以上も東へ移動した。この地震によって地球の自転がわずかに速くなった。

この地震の影響により、北海道から沖縄まで、日本の沿岸すべてに（大）津波警報（注意報）が出されることになった。津波により浸水した面積は延べ約400平方キロメートルに及ぶこと、津波の高さは15メートル以上になっていたことが現地調査などで判明した。また、この津波は、北方領土や米ハワイ、フィリピン、インドネシアなど日本から遠く離れた太平洋沿岸一帯の各国に到達し、約50の太平洋沿岸諸国・地域に津波警報を発令され、各地で多くの住民が避難した。

さらに、この大地震によって引き起こされた東京電力福島第一原子力発電所の原子炉の「冷却装置注水不能」の原因で、核燃料棒が冷却水から露出し、原子力事故が生じた。施設外へのリスクを伴う事故として、国際原子力事象評価尺度判定のレベル「5」になった。政府は福島第一原発の半径20km以内の住民に避難、原発の半径30km以内の住民に屋内退避を指示した。しかし、13日13時52分に第一原発の周辺で大量な放射線を観測した後、27日午前から九州佐賀市で放射性物質を検出された。海外では、早くも3月18日からアメリカ、カナダ、アイスランド、スウェーデン、ドイツ、中国、韓国の国内での観測記録において放射性物質を検出されていたと発表した。

巨大災害の発生は日本だけではない。NHK ニュースより、2011年1月の世界各地で大雨の影響において、オーストラリア北東部のクインズランド州を襲った洪水被害は、ドイツとフランスの面積をあわせた州の4分の3の面積にまで及び、多くの主要都市で都市機能がマヒし、住宅など3万棟以上が浸水し、被災者は300万人を超えた。洪水による被害額は50億オーストラリアドル、日本円にして4100億円を超え、同国史上最悪の規模になるとの見方を明らかにした。また、スリランカでは洪水や大規模な地滑りが発生し、人口のおよそ5%に当たる100万人が避難を余儀なくされている。

このような大規模な災害が近年、世界の各地で頻発している。その結果、都市や地域が壊滅的な打撃を受け、再生を余儀なくされている。被害の甚大性ゆえ、被災地あるいは被災国の力だけでは、人命救急・避難救助が容易になしえない。また、復旧・復興が遅れるなどの影響が出る恐れがある。人道的立場から、また共創的立場から、世界中の資源と知恵を持ち寄って、国境を超えた支援が必要なのである。

自治体の国際協力は、どうすべきなのか？

福島第一原子力発電所事故について、3月12日に日本政府は国際原子力機関（IAEA）に対して報告した。これに対し国際原子力機関の事故・緊急センターは、日本や加盟国と連携体制をとり、日本政府からの要請があれば技術支援を行う用意があることを表明した。翌日未明、国際原子力機関の事務局長天野之弥は、日本政府からの詳細な情報提供が滞っているため、国際原子力機関の声明としての異例の日本語でビデオ声明を発表した。

そして、15日に国際原子力機関は独自に行動を開始し、天野事務局長は日本の地方自治体に配置されているものよりも高精度の国際的放射性物質監視網を持つ包括的核実験禁止条約機構（CTBTO）のティボル・トット事務局長と接見し、放射性物質監視態勢を築く意向を示し、世界保健機関（WHO）、世界気象機関（WMO）、国連食糧農業機関（FAO）などとも情報共有する方針も示した。

地域や自治体間の国際協力において、静岡県は30年に及ぶ地震防災対策の推進により、日本国内随一の「防災力」を有することを海外にアピールし、注目を集めつつある。また、2008年（平成20年）5月12日に発生した中国・四川大地震に対し、静岡県ボランティア協会が静岡県から29年間にわたる友好関係を築いてきた中国浙江省を通じて、四川省の被災地にテント400張を送り、被災地の復興の一助となった。

そして、「東アジア諸国との防災大交流時代へ」という取り組みを機に静岡県と中国浙江省は、大規模な自然災害が発生した際の応急処置等の危機管理に関する情報交換や相互応援に関する交流を促進させることの必要性について合意し、平成20年12月8日に、両県省の間で「防災に関する相互応援協定」を締結した。今後の取組は、富士山静岡空港を活用し、両県省の間で災害予防や自然災害が発生した際の相互応援などに加え、新型インフルエンザなどの感染症や食の安全などに関する情報交換や技術交流などを定期的に行っていく予定である。

さらに、平成22年5月の静岡県知事が訪中した際の浙江省との防災会議の開催や中国東方航空との救援物資緊急輸送協定を締結した。6月から県危機管理監を代表とする中国調査チームの派遣を通じて、県の先進的な「防災力」取組を中国に発信しつつある。

以上のように、我が国周辺のアジア太平洋諸国は世界の中、いわゆる災害が多いそういう場所に位置している。災害対応については、どちらかという国連のイニシアティブのもとでヨーロッパのような国際的ルールの中での枠内活動というものをアジア地域で行う。

その中で日本が災害に対しての国際的な協力ということについては、より積極的に動きがある。国内に関連する各機関、組織の枠組みを超えて、共通目的（協働）による、阪神淡路大震災の震災復興体験、経験を起点にして日本が国際的な災害に向けてのイニシアティブをとりうるすべである。

第1章 日本の国際防災協力

我が国は、幾多の災害の経験や教訓、これに基づく防災に関する知識や技術を最大限活用し、世界の災害被害の軽減と国際社会の持続的な発展に向け、様々な国際防災協力を積極的に推進しており、防災協力は日本の国際平和協力国家として国際貢献の重要な分野となっている。

2005年1月に神戸で開催されました「国連防災世界会議」(WCDR)では、より実効性の高い防災指針の検討、各国や国際機関等が実施すべき防災施策の優先事項をとりまとめた「兵庫行動枠組 2005-2015」の推進等を通じ、我が国の国際防災協力のあり方を世界に発信しつつある。

本章では、防災に関わる取組みの一環としての ODA を通じた国際防災協力の推進に関して、主に①災害発生直後の迅速で的確な国際緊急援助、および②自立を目指す持続可能な開発に向けた復興支援のあり方を検討したものである。

第1節 防災分野における日本の ODA の基本方針と取組み

我が国の ODA を通じた防災協力は、政府開発援助大綱 (ODA 大綱)、政府開発援助に関する中期政策等にのっとり実施されている。

ODA 大綱は、ODA の戦略性、機動性、透明性、効率性を高めるとともに、幅広い国民参加を促進し、我が国の ODA に対する内外の理解を深めるため、2003年8月に改定された。このなかで、これまで記述がなかった「災害」が、国際社会が直ちに協調して対応を強化すべき問題の一つとして盛り込まれた。

2005年2月には、ODA 大綱にのっとり ODA を一層戦略的に実施するため、我が国の考え方やアプローチ、具体的取組などの方途を示した「政府開発援助に関する中期政策」を新たにとりまとめ、ODA 大綱の重点課題である「貧困削減」「地球的規模の問題への取組」と関連づけて、今後、ODA を活用して災害への取組を進めていくことを明確にした。

また、2005年1月の国連防災世界会議の機会に、ODA を通じて防災分野における開発途上国の自助努力を支援するための基本的な考え方を「防災協力イニシアティブ」としてとりまとめ、公表した。我が国は、従来、防災分野において ODA を活用した国際貢献を行ってきたが、初めて、防災分野での取組を総括・検証し、引き続き積極的に ODA を活用した取組を進める方針を示したものである。

この中で、災害直後の迅速で的確な支援、および復興から持続可能な開発に向けた協力のそれぞれの段階に応じて、一貫性のある防災協力の実施に努力することとしている。

日本の防災関係 ODA の取組みにおいて、防災分野の協力は、災害の段階に応じて、災害を事前に予期して備える災害予防と、災害発生後に行われる緊急援助や災害復興の2つの分野に大きく分かれるが、後者の災害発生後の取組のうち、復興過程においては災害の悪循環を断ち、持続可能な開発に向けた取組を支援するなど、開発途上国の総合的な防災対策の推進に資する協力が重要である。

災害予防は、台風、洪水、地震、津波、土砂崩れ、火山噴火などの自然災害に対する脆弱性を緩和するための備えを目的としており、我が国は過去の災害経験を通じて培われたノウハウや優れた防災技術を活かし、災害に強いインフラ整備や災害対策のための人材育成研修など、特色のある協力を行っている。

災害発生後の取組は、被災直後に救助・医療活動などを行う国際緊急援助隊の派遣、テント・毛布などの被災者の当面の生活を確保するための緊急援助物資の供与といった初期の段階から、被災したインフラなどを再建する復興開発支援の計画づくり、実施に至る段階まで、幅広い協力を行っている。

なお、我が国の防災関係の ODA による協力に当たっては、外務省、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、防災分野の技術協力プロジェクト（研修員の受入れ、専門家の海外派遣及び機材の供与）、国際緊急援助、資金協力（無償・有償）などの実施について大きな役割を担っている。（参考：「平成 22 年版 防災白書」第 4 章世界の自然災害と国際防災協力、内閣府）、
[附属資料 1. 防災分野における JICA の取組み]

第 2 節 政府による国際緊急援助の仕組み

国際緊急援助は、被災国が自国で災害救援活動ができない場合にのみ、そして被災国政府の要請を受けることを基本的な原則に基づいて援助活動は行われる。こうした国際緊急援助隊の派遣や緊急援助物資の供与などを通じて、国際協力の推進に寄与することを目的としている。

1. 国際緊急支援の取組み

(1) 災害救援活動の法的根拠

まず、災害救援活動の根拠において、「ジュネーブ諸条約」及び追加議定書の主な内容：「災害の危険から文民たる住民を保護・援助するための人道的任務を行うこと」、および「避難の実施、救助、医療及び需品の提供、被災地域における秩序の回復及び維持のための緊急援助、公共事業に係る設備の緊急の修復、死者の応急処理、生存のために重要な物の維持のための援助といった任務こと」を定めている。

次に、医療行為が可能な根拠において、「国連人道緊急援助調整強化決議」（1991 年）および「国際的な災害救援および初期復興支援にかかる国内における準備及び規則のためのガイドライン(Guideline for the Domestic Facilitation and Regulation of International Disaster relief and Initial Recovery Assistance)」。 (2007 年 11 月、ジュネーブで開催された第 30 回赤十字国際会議（世界 174 カ国の赤十字社代表及び 100 カ国の政府代表）で採択）では、大規模災害時に国際的な救援活動が展開される場合を想定して、「被災国政府の責務」について、「被災国政府は、災害の状況が自国の対応能力を超えたと判断した場合は、被災者の支援のために、国際的かつ／又は地域間の支援を求めること」を記載されている。そして、「支援主体の責務」について、次のように摘録する。

【抜粋】

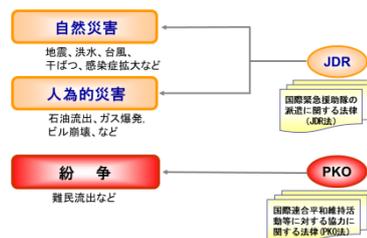
4. 支援主体の責務

- 4-1. 支援主体は、被災国政府の法令や適用される国際法を遵守するとともに、被災国の当局と調整し、いかなるときも被災者の尊厳を尊重すること。
- 4-2. 支援主体は、人道、中立、公平の原則に従って災害救援及び初期復興支援が行われることを確実にすること。とりわけ； (a) 支援の優先度は必要性によってのみ決定されること (b) (国籍、人種、民族、宗教、信条、階級、性別、障害、年齢、政治的意見等による) いかなる差別もなく支援が行われること (c) 政治的、宗教的目的、被災国の内政問題への介入、営利を求めることなく支援が行われること (d) 支援を災害救援や初期復興支援とは無関係の政治的、経済的、軍事的情報収集の手段として用いないこと
- 4-3. また、実現可能な範囲で最大限、災害救援及び初期復興支援においては；
 - (a) 女性や子供、避難者、高齢者、障害者、HIV感染者及び衰弱性の疾病患者に対する必要な場合の特別な支援に対応すること
 - (b) 支援内容が被災者にとって適切かつ国際的基準に準拠していること
 - (c) 国内の支援主体との調整をすること
 - (d) 文化、社会、宗教、慣習への配慮をすること
 - (e) 支援の企画・立案、実施、モニタリング、評価に、女性、若年者、高齢者を含む被災者自身の適切な関与を保つこと
 - (f) 力量があり、適切に訓練された要員を配置すること
 - (g) 組織の能力に相応しい範囲で支援を行うこと
 - (h) 地域の災害リスク軽減、救援及び復興能力の強化と災害に対する将来の脆弱性の軽減を図ること
 - (i) 地域社会、経済、雇用市場、開発目標及び環境に対する支援による負の影響を最小限に止めること
- (j) 透明性を確保し、活動と資金に関する適切な情報を提供すること

そして、日本の国際緊急援助隊の派遣に関する法律について、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（略 JDR 法（昭和 62 年法律第 93 号））に基づき、国際緊急援助隊を派遣する。派遣先の「海外の地域」とは、発展途上国はもちろん、先進国も含まれていることである。

(2) 災害の種類と国際援助対応

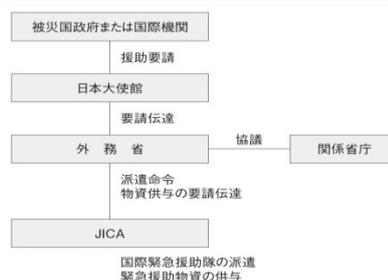
JDR 法（昭和 62 年法律第 93 号）／PKO 法（1992 年 6 月 19 日・法律第 79 号）によって、災害の種類は、自然災害、人為的災害、紛争がある。自然災害は、火山噴火、土砂流、土石流、集中豪雨、地すべり、竜巻、森林火災、津波、暴風雨、山津波（感染症の例：髄膜炎、SARS、コレラ、ペスト、黄熱病）を含め、人為的災害は、パイプライン爆発炎上、橋梁崩落、大気汚染を指す。このうち日本の国際緊急援助の対象になっているのは自然災害と人為的災害のみ。紛争に起因する災害（難民支援等）については、1992 年以降は、PKO 法に基づき実施することで整理された。（図 1. 災害の種類と国際緊急援助の仕組み）



(3) 海外援助派遣のプロセス

国際緊急援助は、被災国政府等から日本に対して援助要請があった場合、外務省において、要請の内容、災害規模、種類等に応じて援助の内容、規模について検討を行い、必要に応じて、関係省庁との協議を経て決定する。

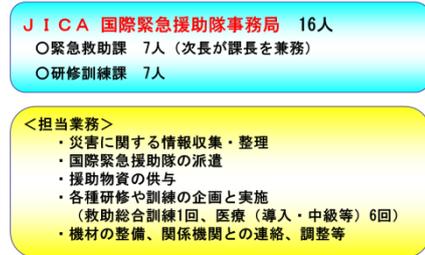
（図 2. 国際緊急援助隊派遣までの流れ）



海外の災害救援活動を行う人員を迅速に派遣する体制が必要であるとの認識の下、外務省は関係省庁ほか国内の病院、医療団体の協力を得て、海外の災害に医療チームを迅速に派遣するシステムを作ることとし、1982年、国際救急医療チーム(JMTDR: Japan Medical Team for Disaster Relief) を設立した。

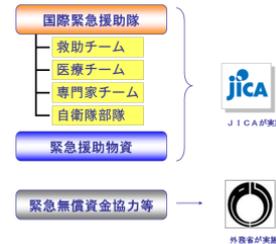
その後、1985年のメキシコ地震等に対する援助の経験から、医療関係者のほかに救助、災害復旧の専門家を含む、より総合的な国際緊急援助体制の整備が必要であるとの認識が深まり、1987年9月、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」が施行された。また、1992年には、世界の大規模災害に効果的・機動的に対応するため、JICAに国際緊急援助隊事務局が設置される。

さらに同年6月、国際緊急援助体制の一層の充実を図るため、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(PKO法)の成立とJDR法の改正により、紛争に起因する災害(難民救援など)はPKO法が、自然災害と人為的災害(ビルの倒壊や原油流出など)はJDRが担当すると整理された。大規模災害に対しては、必要に応じて自衛隊部隊をJDRチームとして派遣することが可能となった。(図3. JICA国際緊急援助隊事務局の役割)



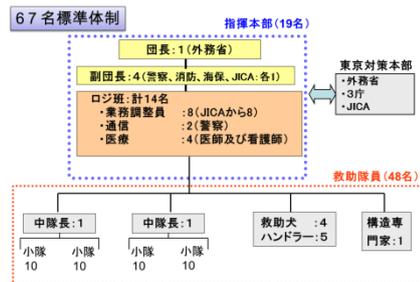
(4) 国際緊急援助隊(JDR)の体制

JDRは、救助チーム、医療チーム、専門家チーム、自衛隊部隊から成り、被災国や国際機関の求めに応じて災害の種類や規模を勘案し、いずれかのチームを単独で、あるいは複数のチームを組み合わせて派遣する。(図4. 国際緊急援助隊体制)



【救助チーム】構成

救助チームは、行方不明者の捜索、被災者の救出や応急措置、安全な場所への移送が主な任務。警察庁、消防庁、海上保安庁の救助隊員などで編成され、被災国の要請から24時間以内に日本を出発し、捜索、救助活動を行う。派遣期間は移動を含め約1週間。登録者数は、都道府県警察の機動隊約440人、自治体消防本部の救助隊599人、海上保安庁特殊救難隊員など約

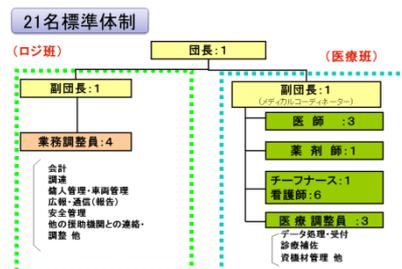


600人、医療班隊員35人、建築専門家(構造評価)隊員8人、合計1600名以上(2010年12月時点、JICA-HP国際緊急援助隊(JDR参照)で、緊急の派遣要請に備えている。

(図5. 救助チーム67名体制)

【医療チーム】構成

医療チームは、被災地の医療機関の補助を目的とし、主に診療および診療に関する技術的助言(防疫を含む)などの支援活動をする。メンバーはボランティアが中心



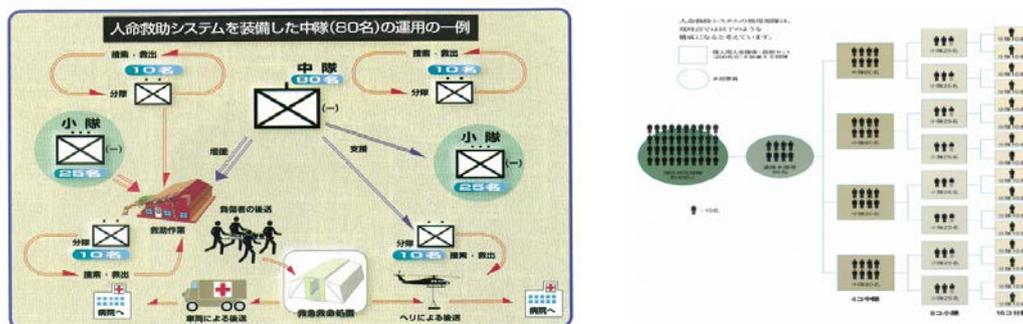
で、JDR 事務局にあらかじめ登録された医師、看護師、薬剤師、医療調整員などから編成され、被災国の要請から 48 時間以内に出国することを目標とする。登録者数は、医師 260 人、看護師 415 人、薬剤師 48 人、レントゲン撮影、受付などを行う医療調整員 214 人、合計 937 人（2010 年 12 月時点、JICA-HP 国際緊急援助隊（JDR）参照）。（図 6. 医療チーム 21 名体制）

【専門家チーム】構成

専門家チームは、建物の耐震性診断や火山の噴火予測・被害予測など、災害に対する応急対策と復旧活動の指導を行う。また、新しい感染症がまん延する可能性があるとき、被害の拡大を食い止めるため、緊急的かつ技術的な助言などを行う。チームは、災害の種類に応じて、関係省庁や地方自治体から推薦された技術者や研究者などで構成される。

【自衛隊部隊・災害救援部隊】構成

自衛隊部隊は、大規模な災害が発生し、特に必要があると認められるとき派遣される。大掛かりな緊急援助活動や船舶・航空機を用いた輸送活動、防疫活動、医療活動などを行う。（図 7. 人命救助システムと部隊編成）



【緊急援助物資供与】

被災地の救援や復旧活動を支援するため、被災地に緊急援助物資を供与する。物資は、テント、スリーピングマット、プラスチックシート（ビニールシート）、毛布、ポリタンク、簡易水槽、浄水器、発電機の 8 品目の中から、ニーズに合わせて提供する。これらは、被災直後に最も必要な物資といわれ、迅速、确实、かつ大量に供与するには、事前に調達・備蓄し、適切に管理する必要があるため、世界各地への航空輸送拠点となるシンガポール（アジア・大洋州対象）、ドイツ・フランクフルト（アフリカ・中東・東欧対象）、南アフリカ・ヨハネスブルグ（南部アフリカ対象）、アメリカ・マイアミ（中南米対象）の 4 カ所に備蓄倉庫を設置している。（図 8. 日本緊急援助物資の世界備蓄倉庫）



医薬品については、使用期限や温度管理の問題で備蓄が難しく、また現地で使用されている言語表記のものが望ましいため、必要に応じ、デンマークにある国連児童基金（UNICEF）調達部やオランダの IDA（International Dispensary Association）から緊急調達し、被災地に輸送する。（参考：『特集 命をつなぐ国際緊急援助』Jica's World 2009 No.11 08）

2. 国際協調と連携

(1) INSARAG（インサラグ）による災害救助チームの調整

国連人道問題調整事務所（United Nations office for the Coordination of Humanitarian Affairs、略称 OCHA）は、国際社会の紛争や自然災害による被害を軽減し、援助を必要とする人々の権利を主張し、自然災害対応の準備や予防を促進し、持続的な解決を実現することが効果的に行えるよう、調整・支援する役割を担っている。

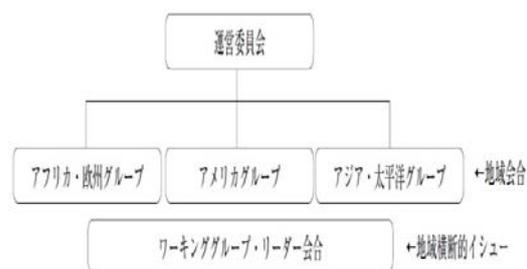
1991年に国連総会が採択した決議 46/182 で OCHA の任務は、主に国連統一アピール(CAP)、国連緊急回転資金（CERF）、人道機関間常任委員会（IASC）、緊急支援調整官（ERC）の設置を規定され、国際的な人道支援の枠組みを構築した。この決議により、OCHA は NGO などを含む、国連の枠を超えた幅広い人道支援の調整役を担うことになった。また、緊急支援調整官は人道問題担当の国連事務次長として OCHA を率いるとともに、防災の面でも兵庫行動枠組の実施を推進する国際防災戦略（ISDR）の長も兼務している。1997年に国際連合事務局の一つとして設立された。

1988年にアルメニアを襲った大地震（通称スピタク地震）が発生後、日本を含めた世界各国は救助チームを派遣した。同国に派遣された救助チームは相当の数に上り、すでに救助活動のニーズはなくなり、アルメニアが求めているにもかかわらず、続々と各国からの救助チームが押しかけるといった事態が発生した。その結果、災害援助活動の展開全体が滞ることを招いた。この教訓を生かし、1991年に各国救助チームが連携し合って、より効率的に活動できるよう、国連人道問題調整事務所（UNOCHA）が中心となって調整するシステム INSARAG（International Search and Rescue Advisory Group：国際搜索救助諮問機関）が作られた。

INSARAG の目的は、国際 USAR（Urban Search and Rescue：都市域における搜索救助）チーム間の情報交換等の連携を図り、国際的に広く受け入れられる搜索救助の方法とシステムの開発を通じて救助活動の効率を高めることである。組織体制としてはアフリカ・欧州グループ、アメリカグループ、アジア・太平洋グループの 3つの地域グループに分かれ、各グループの代表と UNOCHA が参加する運営委員会、定期的地域会合、リーダー会合、必要に応じて地域ごとまたは地域横断的に開催される ワーキンググループなどが設置され、訓練や研修も実施される。（図9. 国際搜索救助諮問機関（INSARAG）の仕組み）

また、近年、UNOCHA は電子掲示板的なウェブサイト「Virtual OSOCC（On-Site Operation and Coordination Center：現地活動調整センター）」を通して、世界中で発生した災害の最新情報を収集するとともに、情報交換を行っている。

[附属資料2. 世界67カ国73緊急援助隊チームの構成]



(2) UNDAC (アンダック) と OSOCC (オソック) による緊急時の国際的な支援体制

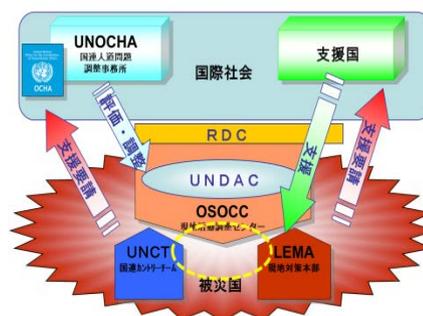
INSARAG に続き、1993 年に災害発生直後の被災状況把握とその後の援助調整のための UNOCHA の派遣システムとして、UNDAC Team (United Nations Disaster Assessment and Coordination : 国連災害評価調整チーム) が設置した。

1991 年に国連総会決議 46/182 号にて、より効果的な人道支援の提供の強化が採択されたことを受けたもので、あらかじめ登録された UNDAC 要員が、災害発生時に UNOCHA によりいち早く被災地に派遣され、現地対策本部のサポート業務、具体的には被害状況と支援ニーズの把握と、状況によっては世界に向けた支援要請の打ち上げ、支援受け入れの調整などを行うシステムを作られた。支援受け入れの調整を行う場合、被災地には OSOCC (On-Site Operations Coordination Center) を設置し、各国・機関の情報を集約し、調整を行う。この OSOCC 立ち上げと運営も UNDAC メンバーの主要な業務のひとつである。

被災地に設置される OSOCC は、災害対応の中心となる被災国の現地対策本部を支援するために、UNDAC メンバーを中心に立ち上げられる国連の機能のひとつである。災害発生直後は主に被害状況、被災地入りした国際救助チームの把握と活動サイトの振り分けを行うが、その後も保健、衛生など各分野の状況とニーズの把握を行い、現地における情報プラットフォームとしての役割を果たす。各国機関や NGO は、この OSOCC に来ることで被害状況やニーズを把握すると同時に、自らのチーム陣容や可能な支援などを OSOCC に伝えることが求められる。これとは別に被災国の入国に使用される国際空港にはレセプションセンターが設置され、到着したチームの登録が行われる。この情報は即座に被災地に置かれている OSOCC にも共有され、活動しているチームの把握が行われる。(図 10. 災害発生時の国連等の緊急支援の流れ)

1. UNOCHA の UNDAC チームによる調査
2. Situation Report の作成 / Relief Web での提示
3. 被災国からの国際アピール発出支援
4. UNOCHA から各国チームへの通知
5. 各国のチームの派遣
6. 現地調整事務所としての OSOCC の立ち上げ
7. 各国チームの調整 (登録・情報提供等)
8. オペレーションの実施
9. OSOCC による撤退時期の通知

近年、UNOCHA が運営する災害支援情報のウェブサイト Relief web (リリーフ WEB 神戸、ジュネーブ、ニューヨーク) の 3 つの拠点からアクセスすることのできる電子掲示板を設けて、災害発生直後の緊急期に各国・機関の災害援助担当者が被害情報、支援の情報についての意見交換をする場所を構築した。地震のような災害では被災直後の段階に、災害の規模、被災国が海外からの支援の要望などを、ウェブ上に設置された V-OSOCC に被災国を含む各国担当者が情報を持ち寄り、各自の判断に使用している。災害発生直後の混乱の中、被災状況を過度に伝えるなど偏った情報に陥ることを防ぐため、VOSOCC を通した被災地および世界の災害援助担当者からの情報は信頼のおけるものである。また、この情報には被災地域の地図、安全やロジスティックに係る情報が含まれることもあり、支援活動にとっても大いに有益である。(図 11. 緊急時の国際的な支援体制)



(3) 日本の取組み

捜索救助の分野においては、世界中の多くの緊急援助関係の国や機関が、捜索救助チームの活動調整を行う国際捜索救助諮問グループ (INSARAG) に所属し、ガイドラインの整備、被災地における情報共有や協力体制の確立のための訓練を実施したり、災害後のレビュー会議や、定期的な地域別会合なども開催しており、日本も積極的に参加している。

2010年3月、我が国の国際緊急援助隊救助チームは、各国の救助チームの能力を評価する IEC (INSARAG External Classification) 検定を受検し、三段階の評価のうち最高難度である「ヘビー」チームの認定を受けた。この評価は、建造物倒壊現場における高い救助能力、2つの異なる現場において24時間の救助活動を10日間継続する能力・体制等が認められるチームに対して与えられるものである。IEC 検定が2005年に導入されて以降、我が国は、12か国 (13チーム) 目に「ヘビー」の評価を受けた。

3. 政府の海外援助の課題

ミャンマーサイクロンと中国四川大地震の発生後、日本国際緊急援助隊の救援活動を通じて、災害支援の「迅速性」と救援効果の「的確性」について、次の分析を行う。

2008年5月2-3日にミャンマー南部を襲ったサイクロン「ナルギス (Nargis)」被害は、ミャンマー史上最悪の自然災害と位置付け、被害規模を家屋被害80万棟、冠水した農地60万ヘクタール、死者および行方不明者13万8000人と算出した。また、校舎4000棟および病院など医療施設の75%が、沿岸から押し寄せた巨大な高潮により損傷もしくは倒壊したという報告がある。

2008年5月12日に中国四川省汶川県の震源地となりマグニチュード Ms 8.0の直下型の大地震が発生した。北京、上海、香港など、中国本土のほとんどの地区や台北、バンコク、ハノイなどで体を感じる揺れが報告され、地震の破壊力は阪神大震災の30倍にもなるという。国際連合の国際防災戦略 (ISDR) の独自調査では、この地震による死者は8万7476人、行方不明者は1万8222人、負傷者は37万4176人となっている。家屋の倒壊は21万6千棟、損壊家屋は415万棟である。地震により避難した人は約1514万7400人、被災者は累計で4616万865人となった。

(1) イデオロギーの壁

ミャンマーサイクロン被害の翌日 (5月4日)、国連UNDAC ミャンマーチームの編成・スタンバイに参加した。ミャンマー政府の条件限定 (ASEANのみの受入) 派遣によって、日本の救援5人中2人のみミャンマーに入国し、7日から22日までの調査活動を実施した。

5月12日に国連UNDAC中国チームの編成・スタンバイを行ったが、中国政府から国連への要請がなし、5月14日に国連チームを解散した。一方、中国外務省 (外交部) は、13日に日本政府に緊急援助隊の派遣等、日本の『顔の見える援助』を期待したが、同日、中国民政部より、海外からの「人的」受け入れについては、外交部が取り仕切ることとなった。その後、外交部としては、日本からの支援受け入れを優先的に検討する方針を固めた。15日に中国外交部は、電話および公電により日本にのみ、救助チームを要請した。中国では、国内の災害発生後の海外からの「人的」受け入れは初めてのことである。

○対緬の人的・物的支援

ミャンマーサイクロン被害：5月2日(土)～3日(日)

	5月2～3日	4日	5日	7日	16日	22日	25日	29日	6月11日
緬甸	政府対応		ASEAN 入国許可						
国連	情報	T準備 予告・応募							
	派遣	メンバー 選定	調査T派遣	調査実施		調査終了			
日本	人的支援						調査T派遣	医療T派遣	医療T帰国
	物的支援		物資供与 2800万	追加供与 3600万	再追加 4300万				

○対中の人的・物的支援

中国四川地震発生：5月12日(月)15:28

	5月12日 15:28 地震発生	13日	14日	15日	16日	18日	19日	20日	21日	6月2日	6月3日
中国	CCTV 報道 死者 7651人	18:28 死者 11,921人	20:16 死者 16,866人	20:43 死者 19,509人	20:03 死者 21,500人	17:43 死者 32,477人					死者 69,107人、 負傷者 373,577人、 行方不明 18,230人
	政府 対応	17:47 軍隊派遣	国連組織 支援要請 しない	12:25 日本救助 T要請			15:17 日本医療 T要請				
国連	情報	09:42- 17:06 T 準備予 告・応募									
	派遣		16:25 予備T 解散								
日本	人的 支援			18:30 第1陣日 本出発	13:17 第2陣日 本出発			18:55 医療T 出発	08:45 救助T 帰国	20:13 医療T 帰国	
	物的 支援		物資供与 6000万								

(2)的確な効果を得るための援助のスキームに対する理解

救助チームの内容について、何でもやれるチームではなくて、基本的にはガレキの下に、どちらかという大災害、地震で、ビル倒壊で埋まっている人、現地の救助支援ではとても手に負えないようなケースに出る、特殊な技能を持っているということです。よく言われるのは発災後72時間というので、早く行ってささっと仕事して、さっと帰るというような特徴です。(第1回研究会「JICA 国際緊急援助について」国際緊急援助隊事務局次長 池田修一より)

医療チームについて、救助よりも、早くなくていいだろうということで48時間以内に出発すること。活動期間は長くて2週間を想定したが、派遣する人数が多いので活動期間は1カ月ぐらいになります。基本的な考え方は、フィールドクイーンと言って1日100名から150名患者さんを診療し、大体2週間の間に1,000名ぐらい患者に対応できます。(同上)

四川大地震の人命救助において、日本の緊急援助隊は山崩れた現場に案内され、20メートル下に生存者を捜査することを頼まれたそうです。(兵庫県防災事業係長 小山達也より)

四川大地震の医療支援において、現場でのニーズはないとして、大学病院への支援を依頼され、四川大学華西病院での支援活動を行った。何ができるか悩みましたが、それぞれの専門性を生かした支援を行うことになった。そして、通訳を交えての診療となりましたが、通訳担当者自身、医療に携わった経験がなかったためストレスになったと思う。国際緊急援助隊の持ち込んだ薬剤は英語表記がされていないため、救助隊の帰還後は廃棄処分にされてしまったそうです。(山形県立救命救急センター診療部長 森野一真より)

(3) 長期的復興の視点を持つシームレスな支援

JDRの活動は、主に災害初期をターゲットに発生後1~2週間、長くても4週間をめどに実施されるが、被災地ではその後も長期間、復旧・復興支援が必要となる。現在、JDRでは、医療チームに、ニーズ調査専門の隊員を同行させ、急性期支援から、復旧・復興支援をスムーズに移行させるための取り組みや、医療チーム撤収後も被災民に医療支援が継続的に行われるよう、現地医療機関や国内外のNGOへの活動の引き継ぎなども実施している。このようにして、JICAは緊急援助から復旧・復興へのシームレスな迅速かつ柔軟な支援に努めている。

国際緊急援助隊制度（「救助チーム」「医療チーム」「専門家チーム」「自衛隊」の4種類を単独または組み合わせで派遣する制度。「自衛隊」は除外）において、今後のより効果的な実施の参考とするため、JICA外部評価委員会（調査期間 2003年10月から2004年3月）は、国際緊急援助隊の派遣の目的の「妥当性」を、結果の「有効性」を、実施体制の手続きやマニュアルの遵守度合いを見ることにより「適切性」を検証することとした。実際の調査は文献調査および質問票調査、およびインタビュー調査にて実施し、評価結果から抽出された課題や問題点、過去の国際緊急援助隊派遣事例より得られたスキームレベルの教訓を参考に、提言をまとめ、次のようになる。

(a) 通常時の実施体制について、(提言1.) 国内体制は研修・訓練への参加枠を拡大する。(提言2.) 国外体制は在外公館およびJICA事務による、マスコミとの連携を、通常時から強化する。在外公館およびJICA事務における、国際緊急援助隊業務の引継ぎを、通常時から徹底する。

(b) 派遣時の実施体制について、(提言3.) 発災から現地到着までの迅速な移動手段を確保する。(提言4.) 救援活動について、「医療チーム」の場合は先発の「救助チーム」ないし先遣隊等を通じた情報収集により、被災国における活動の効率性の向上を図る。「専門家チーム」の場合の成果は、先方関係機関のニーズを確認し、それに見合った報告書の内容

を充実させるとともに迅速に報告書を提出する。国際緊急援助隊チームの負うべきリスクと国際貢献の基準を確認する。

(c) ロジ面およびチームの能力について、(提言 5.) 引き続き、被災国および経由地・近隣国の在外公館および JICA 事務所の協力を取り付ける。引き続き、被災国のニーズにあったチーム能力(携行機材も含む)を見直す。(提言 6.) チーム活動の情報公開体制を強化する。(提言 7.) 引き続き、現地対策本部、国際機関等との連携を強化する。

[附属資料 3. 外務省 ODA 援助形態別の概要・取組－国際緊急援助隊の派遣チーム概要]、[附属資料 4. 外務省 ODA 援助形態別の概要・取組－世界地図から見る国際緊急援助隊の派遣実績(1978 年～2011 年 2 月)]、

[附属資料 5. 外務省 ODA－国際緊急援助隊の過去 6 年間におけるスキームレベルの提言事項(2003 年迄)]

(4) メディア報道の光と陰

中国四川大地震の日本の国際緊急援助および復興支援に関して、中国メディアの一連の報道によって、震災後の日本に対する感情変化があったとよく言われた。

特に国際緊急援助隊に関しては、中国国営テレビ「CCTV」は援助隊の出発前から取材を行うとともに、「地震大国日本からの救助隊は、経験が豊富で先進技術を有している。」と紹介し、派遣の決定から中国到着までのスピードの速さを賞賛している。また、救助隊が親子の遺体を発見した際に隊員全員で黙祷を捧げたシーンは、CCTV などを通じて繰り返し放映され、中国国民に深い印象を残している。

例えば『中国青年報』は、「日本の救助隊の黙祷は、生命の尊重を我々に喚起した。」と評し、『新華社』傘下で日本に対し強い論調傾向のある『国際先駆導報』についても救助隊に密着した取材を行い、「彼らは食事もとらずに救命活動にあたった。」「廃墟に埋まった命を救うため、日本の救助隊は努力をした。」等、好意的にその活動を伝えている。

また、この国際緊急援助隊の活動の影響については、通常は日本に対して厳しい論調傾向にある『人民日報』傘下の国際問題を主として扱う『環球時報』が、2008 年 5 月 19 日～21 日の間に「心のこもった支援活動で日本に親しみを感じたか？」をテーマに意識調査をウェブ上で実施、当該調査結果を 22 日に報じている。これによると計 13,769 名が投票を行い、59.4% (8,182 票) が「親しみを感じるようになった。」と回答、また 40.5% (5,587 票) が「日本に対する見方は変わらない。」となっている。同アンケートには 3,000 件近いコメントが寄せられており、「これまで日本は嫌いだったが、今回の行いで日本に対する見方が変わった。」「日本人の善良な心をみた。」等、多くの感謝の言葉が寄せられている。

一方で、「日本に対する見方は変わらない。」と回答したユーザーの多くが歴史問題を挙げ、「日本の友好的で熱心な行いには感謝するが、日中間に存在する社会問題は一夜にして解決できない。今回は第一歩にすぎず、日本が歴史問題と向き合えるか、ここに日中友好がかかっている。」と述べた。

第3節 NGO/NPOによる国際緊急・復興支援の仕組み

1. 国際協力における NGO/NPO の役割

(1) 日本の NGO

NGO とは Non-Governmental Organization（非政府組織）の略称で、19 世紀後半に初めて設立された民間組織である。NGO 自体は国家に対峙して設立されたものではなく、政府と協力して活動を展開する。例としては国際赤十字であるが、当初は NGO ではなく政府間組織であった。スイス政府を動かし、戦傷者の処遇改善へ向けて国際会議を組織し、1864 年には赤十字がジュネーブで民間主導による組織された。

日本では、「NGO」という言葉が、国際的なものとしてよく使われており、「国際協力に携わる組織」や「政府を補完する側面」というような場合に使用される。

日本の国際協力 NGO は 1960 年代より徐々に誕生し、70 年代末から 80 年代初にかけてのインドシナ難民への支援を契機に活動を活発化させ、90 年代は、国際的な問題への市民の関心の高まりと共に団体数も飛躍的に増加した。現在、国際協力活動に取り組んでいる日本の NGO の数は、400 以上あると言われている。更に、最近では、アフガニスタン、イラク、インドネシア、スリランカ、パキスタン等における紛争や、大規模自然災害に対応する緊急人道支援への NGO の参加が国際的な注目を集めるなど着実な成長を遂げている。

NGO は国際協力において各々の目的意識に基づき、自発的に活動しており、開発途上国で困窮している住民を手助けすることについて知見を持っている。政府中心の援助では対応が困難な草の根レベルのニーズをよく把握し、すぐに行動を起こし、木目の細かい支援の手を差し伸べることができる。また、活動資金も寄付金等 NGO の活動目的に賛同した人々からの善意である場合や公的資金の場合もあり、いわば、日本の「顔の見える援助」の代表格である。

(2) ボランティア元年と災害時 NPO

阪神・淡路大震災では、後に「ボランティア元年」と呼ばれるほどボランティアや NPO/NGO 等の活動が高まった。

従来、海外の自然災害や戦禍からの復興に対する支援といえば、ODA 等による援助など国家レベルの取り組みが中心であったが、阪神・淡路大震災を契機として、多くの海外の国々や地域から受けた支援に対するお礼・お返しと震災からの教訓を伝える被災地責任という観点から、市民を中心とした活動が芽生えた。震災直後のサハリン大地震の際の阪神大震災地元 NGO 連絡会議やその後の被災地 NGO 協働センターの活動、コープこうべ、AMDA など多くの NPO/NGO 等が海外災害支援に取り込むこととなった。

このように、草の根の国際交流が広がってきたことは、これからの国際関係を担う主体として、市民、NPO/NGO 等の存在感が増してきたということであり、阪神・淡路大震災の被災地から、このような市民の共感のもとに、市民と市民が直接つながるといふ新しい海外支援の形が誕生したことは大変意義深いことである。（参考：検証テーマ『国際交流・協力を通じた国際性豊かな社会づくり』 芹田健太郎）

2. NGO/NPO と政府行政との連携

グローバル化が進展する中、地球社会におけるわが国の国際協力の役割はますます重要なものとなっている。こうした期待に応えるため、NGO と日本政府（外務省、JICA 等）の国際協力機関双方が連携して取り組んでいくことが重要である。双方の連携強化を通じて、NGO の活動が一層促進され、開発途上国の人々の自立により効果的な支援が可能となる。そして、日本の国際協力 NGO と政府機関のパートナーシップを強化するために、相互の立場、役割分担、活動の枠組みに対する理解と共感を持つことも重要である。そのため、日本の外務省には NGO との協力・連携を専門に所管する民間援助連携室が置かれている。

一方、長い歴史と確立した組織基盤に支えられ、豊富な知見を有する欧米諸国の NGO と比較すると我が国の NGO の国際協力活動は、まだまだ拡充・強化されるべき余地が大きいと考えられる。また、日本の NGO と開発途上国の現地 NGO との連携、日本の NGO の間の連携、財界等他の民間組織との連携も今後一層強化する必要がある。また、政府の支援のみに頼らない独自の活動を展開するためには、ファンドレイジング（自己資金調達）の強化、アカウントビリティ（説明責任）の確保等の健全な財政運営が重要となる。（参考：「国際協力と NGO—外務省と日本の NGO のパートナーシップ」2009 年 10 月版、外務省 HP-ODA）

(1) 官民連携の 3 つの方法

日本政府は、国際協力に対する国民の理解と支援を得る上で、また、政府開発援助（ODA）の有効性を高めるために、行政と NGO のパートナーシップには、「連携」、「協力」、「対話」の 3 つの形で NGO と積極的に協力を行っている。

「連携」とは、広い意味では、政府と NGO がパートナーとしてともに国際協力を推進することである。狭い意味では、国際協力評価、広報等の分野で、双方にとって有益な活動を共に行うことである。「協力」とは、日本の NGO が海外で事業を行う際に必要とする資金を提供し、また、国内における NGO の能力強化のための協力を行うことである。「対話」とは、定期協議の場などにおいて、国際協力の推進、政府開発援助政策に関して、NGO の意見を聞き、政策に反映することである。

(2) NGO/NPO 支援・連携のための政府資金協力

日本 NGO 連携無償資金協力とは、日本の NGO/NPO が開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業に政府資金を提供する制度である。

まず、1989 年度より「草の根無償資金協力」は導入され、開発途上国において活動している NGO 等が実施する草の根レベルに直接裨益する経済・社会開発プロジェクトに対する資金協力を行う制度である。実施以来、各方面より、高い評価を受けている。2003 年度より草の根・人間の安全保障無償資金協力を改称された。

続いて、1999 年度より「NGO 緊急活動支援無償」制度は導入された。自然災害や内戦等により発生した多数の被災者・難民等を救済するための国際緊急援助活動において、高い機動性を有する NGO の役割は期待された。2002 年度より「草の根無償資金協力」と「NGO 緊急活動支援無償」を統合し、「日本 NGO 支援無償資金協力」制度を創設した。本制度は、

日本の NGO が開発途上国・地域で実施する経済・社会開発及び緊急人道支援プロジェクトに対し資金協力を行う制度である。

さらに、NGO/NPO との連携・協力を一層促進していくとの観点から、政府の NGO/NPO に対する「支援」ではなく、政府と NGO/NPO との「連携」による ODA の実施という発想から、本資金の名称を 2007 年度から「日本 NGO 支援無償資金協力」から「日本 NGO 連携無償資金協力」に変更した。今後、一層効果的かつ効率的に実施することを目指すものである。

(3)NGO 国際協力の仕組み (ジャパン・プラットフォーム)

ジャパン・プラットフォーム (JPF : Japan Platform) とは、NGO、経済界、政府、メディア等が対等なパートナーシップの下、自然災害、国際緊急援助、復興支援等を迅速、効果的に実施する、国際人道支援システムである。

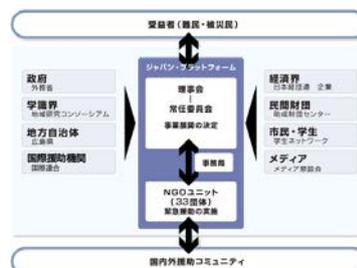
【経緯】1999 年のコソボ危機の際の緊急人道支援計画において、当時、日本の各 NGO/NPO は支援計画を検討したものの、単独で難民キャンプの運営を実施するための能力と経験が不足していたため、4 団体が合同で運営する「キャンプ・ジャパン」計画が生まれた。しかし、難民帰還が始まったことにより実現には至らなかった。計画策定の段階で時間を費やしてしまい、迅速に対応できなかったのである。

この教訓から次のような点が認識された：①単独の NGO/NPO では緊急人道支援に対応しうる初動資金の確保が困難なこと。②緊急人道支援の現場で経験を積んだ人材が不足していること。③NGO/NPO 間で協働することに対する意識が低かったというセクター的背景。④ NGO に対する社会の認知度/信頼度が低く、効果的な支援を受けられていなかったという社会的背景が挙げられる。

これらのことを踏まえ、政治や経済の分野など、他セクターと NGO/NPO が協力することが必須であることを認識し、人道支援分野の NGO/NPO が集まってワーキング・グループを形成した。これと並行して、政府・経団連・NGO/NPO 間の非公式会合で、JPF の組織構成、各セクターの役割確認・資金提供を含む具体的協力内容などが議論された。2000 年 7 月に任意団体として JPF が設立され、2001 年 5 月には特定非営利活動法人の法人格を取得した。

JPF はこれまでに自然災害支援や、紛争・戦争で発生した難民に対する緊急人道支援を 12 カ国にわたって実施してきており、活動実績が蓄積されている。

【組織】JPF は紛争や自然災害による被害に苦しむ海外の人々を対象に、迅速かつ効果的な支援を行うことを目的として、政府・企業・NGO/NPO のほか、民間財団・学識経験者・メディア・国際機関など多分野のセクターから構成された緊急人道支援組織である。(図 12. ジャパン・プラットフォーム組織構成)



【役割】組織の枠組みを超えた部分も含めた広い視点から、①日本の NGO/NPO は緊急人道支援への対応能力を、より迅速、効果的な支援を実施できるような仕組みを構築することである。②日本国 NGO としての支援を通じた、政府レベルでの支援のみが「日本の顔」

となるわけではなく、現地国・地域における国益を醸成していることもある。③国内での広く市民社会にアクセスすることが可能であり、支援の輪が拡大するといった効果が期待されるのである。④セクター間の“協働”を促進させることによって、各セクターにわたって包括的に共同体性を形成し、非常にユニークな組織形態であり、市民社会のあり方を示し、最も根本的かつ重要な果たす役割である。(図 13. JPF の機能と取組み)



3. JPF による効果的な国際支援

(1) シームレスな国際緊急・復興支援

民間の持つ多様なリソースを活用したミャンマー、四川のシームレスな支援を行った。

【ミャンマーサイクロン・支援モデル】

2008年5月2日から3日の未明にかけて、大型サイクロン「ナルギス」がミャンマーに上陸、死者84,537名、行方不明者53,836名、負傷者19,359名という未曾有の大災害が発生した。特に南部のエヤワディ管区及びヤンゴン管区の被害が大きく、同区の人口735万人のうち240万人が被災したと伝えられている。

ジャパン・プラットフォーム（JPF）では、2008年5月6日に出動を決定。日本政府支援金及び企業や個人の皆様から寄せられた寄付金により、発災直後の緊急支援物資配布や緊急医療支援をはじめ、仮設住宅の建設、子どもを含めた社会的弱者のケア、学校など公共施設の修復、生計支援、防災技術支援など、11団体による32の支援事業を実施してきた。復旧段階に当たる現在も、現地では事業を継続している。

①資金：政府支援金（2008年5月中旬の緊急支援～2009年5月末の復旧支援開始）

民間義援金（2008年5月末の緊急支援～2009年9月以降の復旧支援に至る）

②サービス：渡航（ANAグループの渡航サポートにより支援スタッフを迅速に被災地へ派遣）、輸送、通信、支援金口座開設、ウェブ募金

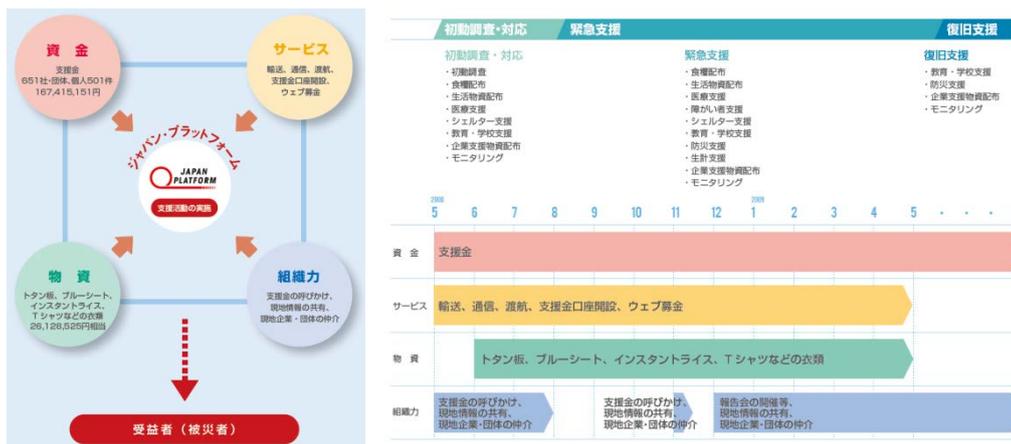
（2008年5月被災直後の緊急支援～2009年5月初めの復旧支援開始）

③物資：トタン板、ブルーシート、インスタントライス、Tシャツなどの衣類

（2008年6月初めの緊急支援～2009年5月初めの復旧支援開始）

- ④組織力：支援金の呼びかけ、現地情報の共有、現地企業・団体の仲介
 (2008年5月初め～8月初めの緊急支援)
 支援金の呼びかけ、現地情報の共有、現地企業・団体の仲介
 (2008年11月初めの緊急支援)
 報告会の開催等、現地情報の共有、現地企業・団体の仲介
 (2008年12月初めの緊急支援～2009年9月の復旧支援)

(図 14. JPF によるミャンマー援助の仕組みモデル) (図 15. スームレスな支援プロセス)



【中国四川大地震・支援モデル】

2008年5月12日14時28分(現地時間)、中国四川省を震源とするマグニチュード8.0の大規模な地震が発生した。この地震により、行方不明者を含み87,000人以上の方々が命を落とし、傷者は374,177人と報告されている。被災規模は、四川だけでも12,242棟の建物が損壊し、避難者は1,500万人おり、そのうち500万人が家を失ったといわれている。

日本政府支援金による初動対応・緊急支援から時を空けずに、民間資金による復旧・復興支援を実施した。JPFでは、震災直後の物資配布を中心に、心のケアなど他分野と組み合わせた支援を行った。

- ①資金：政府支援金(2008年5月下旬の緊急支援～2009年5月下旬の復旧支援)
 民間義援金(2008年12月初めの復旧支援～2009年9月以降の復興支援)
- ②サービス：輸送、通信、渡航、支援金口座開設、ウェブ募金
 (2008年5月の緊急支援～2009年3月の復旧支援)
- ③組織力：支援金の呼びかけ、現地情報の共有、現地企業・団体の仲介
 (2008年5月災害発生直後～8月の緊急支援)
 支援金の呼びかけ、現地情報の共有、現地企業・団体の仲介
 (2008年9月の緊急支援)
 報告会の開催等、現地情報の共有、現地企業・団体の仲介
 (2009年5月の復旧支援～9月の復興支援)

(図 16. JPF による中国四川援助の仕組みモデル) (図 17. スームレスな支援プロセス)



(2) 長期的復興の視点を持つ被災のニーズに応じる国際支援

四川大地震の被害発生直後、初動対応期の事業として JPF グループの ADRA Japan (ADRA)、アジア協会アジア友の会 (JAJS)、サポート・CC (SCC) の 3 団体が発災直後の調査を実施した。その結果に基づき ADRA が蚊帳の配布を行った。テント内が 40 度を超し被災者の体調が憂慮される中で、蚊帳の配布によって蚊を媒体とした伝染病の予防にも役立ったと防災技術を波及した。

また、SCC は同時期にテントおよびプラスチックシート、ロープなど屋根の修復に必要な物資を配布し、屋外生活を余儀なくされていた人々に仮設住居を提供した。また、提供したロープなどにより、損壊した畜舎や穀物倉庫などの補修を行うことができ、結果として地域産業である農業の再建を促すことができた。

その後、10 月より日本民間国際協力会 (NICCO) が、支援の届きにくい山間部の集落に越冬支援として防寒着および掛け布団を配布した。この事業においては性別と年齢に応じて 8 種類異なるパッケージを作り、受け手のサイズと年齢に適した防寒着の配布を実施するなど、きめ細やかな活動を行った。

発災後半年以上が経つと、被災地における物質的なニーズは低くなり、被災者の心のケアの必要性が指摘されるようになった。この状況を鑑みて、JPF では ADRA、NICCO、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (SCJ) の 3 団体と合同で心のケアに関する実態調査を実施し、この結果に基づき 3 団体が心のケア事業を開始した。

また、事業ボランティアおよび教師に対して心理社会的ケアのトレーニングを実施することで、事業終了後にも自主的に継続して心理ケアを行うことが出来るよう事業を設計している。

SCJ は、四川省で被災し、親元から離れて集団生活をしている子どもと、その子どもを取り巻く大人を対象として心理ケアを実施している。震災による直接的なストレスと、親元を離れたことによる精神的な負担を軽減することを活動の目的としている。他方で、子どもたちに避難生活や防災に関する調査を行う機会を提供し、調査を通じて子どもたちの社会性の向上や自主性の回復をはかることで、帰還後の生活への順応性を高める計画である。

ADRA は、被災地における調査の結果、社会心理ケアに対するニーズが満たされていない事を憂慮し、基本的な社会心理ケアを行うことができる心理ケア相談員を育成す

る事業を行った。これによって、事業終了後もトレーニングを受けた心のケア相談員が被災地において主体的に活動を実施することができようになる。(参考:「中国四川地震被災者支援 経過報告」、「中国四川地震被災者支援報告書」2009年11月ジャパン・プラットフォーム事務局)

(3)復興支援は「より良い状態」を目指して

国際社会から寄せられる被災者支援を効率的に使うため、ミャンマー政府は社会福祉省を援助調整窓口にしている。また、ミャンマー政府、ASEAN(東南アジア諸国連合)と国連機関は、支援活動を調整するための3者間協議を定期的に開催する。

また、国連機関、国際NGOとミャンマーのNGOは、「クラスター会議」と呼ばれる事業分野別の調整・連絡会議を定期的に開催し、支援活動の重複や漏れがないようにしている。

このような国際的な支援活動の一つのテーマは、サイクロン前よりも「より良い状態」に再建することである。単にサイクロン前の状態へと「復旧」するのではなく、「より良い状態」となるよう支援活動を行う。例えば、農村部でサイクロンにより損壊した診療所を修復するなら、農村部の診療所としての国際的な基準を満たすように修復活動が行われる。このような方法は、英語で「Build Back Better」(より良い再建)と呼ばれている。(参考:「ミャンマー・サイクロン被災者支援報告書」2009年11月ジャパン・プラットフォーム事務局)

4. 民間の国際災害復興支援の取組みに関する課題

(1)長期支援の視点

緊急支援を実施する際に、最初から長期支援にフォーカスする。即ち、サービス・消耗品の支援のみに留まらずに、維持可能なもの、インフラを残す方向で進めることが出来れば緊急支援とそれ以降の支援とをつなぐことが可能となる。

例えば、洪水の被害があったら次の洪水を防ぐような形の援助を行うことのように、「コミュニティ」の緊急のニーズのみではなく、中長期的なニーズをしっかりと把握した上で、将来予想される危機に備えた支援を実施することが重要である。

こうしたニーズを把握して、緊急支援とそれ以降とをつなぐことを実現するためには、緊急支援に人を派遣する際に、緊急支援のスペシャリストに留まらず、中長期的な開発支援のスペシャリストも派遣する必要がある。

(2)依存と自立の問題

支援の最初から自立を目指すことである。外国の援助機関が旗を振れば振るほど援助依存が出来上がり、被災地が自立し辛くなるので、最初から外国人の存在を薄くする、存在を薄くするという事は、文字通り外国人が見えないところにいるということである。援助する側としては、「自分がこれだけ援助している」という事がある程度アピールしたいと考えるし、実際にドナーから資金をもらうためにもアピールが重要となる。アピールするのは受益者にではなく、外に向けるようにする。受益者は援助

団体がそこにいるという事を知らない方がよく、外国人が支援を行っていたこと、援助団体が来ていたこと、そもそも外国人がいたことを知らず、後にそのような外国人や機関がいたのかな、と思わせる様な薄い存在感であるということが重要なポイントとなる。

また、出来るだけ地元政府や長期開発援助を行っている既存の地元 NGO、CBO を通して事業を行うことにも、自立のために彼らのキャパシティビルディングを行うという意味に加えて、自分の存在を薄くするという意味もある。例えば物の配給にしても、実施のほか、決定権、ニーズ調査、計画、リーダーシップ、評価などもなるべく地元政府や地元 NGO、CBO に任せる、援助団体は指導とモニタリングを行うといった形で関わることとなる。出来る限りこういった形で支援を進めるという意識を持つことが必要である。(参考：「NGO による緊急・復興支援の実情と課題—復興支援へのつなぎ方」報告書、外務省主催 平成 20 年度 海外 NGO との共同セミナー、外務省 国際協力局 民間援助連携室、2009 年 3 月、外務省 HP-ODA)

(3) コミュニケーションの問題

外国からの支援について「言葉の問題」に関する報道が、散見されている。例えば 6 月 5 日の『新華網』には、英語もままならない日本人ボランティアが病院での介護活動を希望して錦竹市を訪れたことで救済指揮部は困惑し、同日夜に彼のために日本語の通訳を探し始めたという報道がみられる。また、台湾からの救助隊の隊員は新華社傘下の『瞭望東方週刊』の取材に対し、他国の救助隊に比べて活動上有利な点として「言葉の障害がない」ことを挙げ、被災者から直接助けを求められた際にも円滑に対応が可能であったことを指摘している。また、地元 NGO・ボランティアの方が四川語を話すことが可能で生活習慣も慣れていることから、被災地に溶け込みやすかったという報道もみられる。「四川省赤十字」のボランティア管轄部の話によると、中国語圏以外からの救援物資や医薬品のリストや説明等が英語で記載されており、英語を理解できる者が少ない被災地では物資・医薬品が届いても内容や使用方法が分からないという問題も発生していた。

(4) 現地のボランティア組織の調整機能の不在

現地政府関係者も被災していることから、支援受け入れ側政府として状況を把握し、整理することが非常に困難な状況下にあった。「NGO 四川地区震災救援連合事務室」が存在したものの援助調整が円滑に機能せず、ある被災地では支援者が多数終結して飽和状態にある一方で、本当に助けを必要としているところでは逆に人手不足といった状態を呈しており、支援側が自身に適した活動場所を探すまでに時間のロスが大きかったとする報道もみられた。このため、支援団体が集中した地域で支援を行う場所の確保が困難となった中国の NGO の中に、他の NGO の活動妨害をするものも観られた。

第2章 被災国として日本における国際社会との連携

阪神大震災から16年目を迎え、暫くしてから未曾有の東日本大震災が起きた。本研究は、以前から「日本国内で広域・複合災害に襲われた際に、海外援助の受け入れにどう備えておくのか」についての調査を行ったものである。被災地における外部からの支援を受け入れのあり方に着目し、甚大災害に備えた国境を越える協力・連携の在り方を提示することが本章の目的である。

具体的に、①阪神・淡路大震災の知見を踏まえ、海外からの援助の受け入れに関する国内災害対策の法制度（防災計画と防災体制）の整備。②地域防災力に不可欠の災害時ボランティアの仕組みを明らかにすることである。

第1節 大震災の教訓を踏まえた取組みとその結果

1. 阪神・淡路大震災時における取組みと教訓

阪神・淡路大震災の直後、海外から救援の申し出が多数寄せられた。しかし、被災地域においては、都市と輸送機能が麻痺し、また、人命救助等緊急対策への対応および海外からの支援を受け入れる体制が十分に整っていない状況であった。さらに、被災地域において必要とされる支援と海外からの支援のミスマッチが発生し、海外からの支援が十分に活かされなかったことを指摘された。

海外支援はどう受け入れられたか、また、どう受け入れたかについて、国連人道問題局（DHA: United Nations Department of Humanitarian Affairs）および日本国内の関連機関によって、それぞれの立場から解説がある。

(1) 国連人道問題局(DHA)の評価(参考:「The Great Hanshin-Awaji (Kobe) Earthquake in Japan」DHA/95/141)

○チームの結成・スタンバイ

- ◆ 震災発生時間：1月17日午前5時46分、地震が神戸を襲ったとき、グリニッジ標準時では、1月16日午後8時46分、ジュネーブでは、午後9時46分、ニューヨークでは1月16日午後3時46分である。
- ◆ 情報通信：午後11時21分、ジュネーブのDHA救援調整分局(RCB)のアジア太平洋モニタリング担当者が、東京の緊急連絡先に電話を試みたが、通じなかった。主任担当者は国際赤十字社と赤新月社に電話したところ、日本赤十字社は、姉妹機関からの救援を求めていることを知らされた。日本政府も、日本赤十字社も、日本国際緊急援助隊からの支援を要請しなかった。
- ◆ 対応：午前8時30分、東京の国土省（現在の国土交通省）の防災局に連絡。政府は、必要なものを把握するためにアセスメントミッションを送ったこと、さらに救援チームが動員されているので、海外から神戸に向けたSARチームの派遣は必要ないことを告げられた。
- ◆ チーム編成：1月17日午後4時半、東京のスイス大使館は、25匹の搜索犬、60人の隊員で構成し、24時間以内に神戸に到着できるSARチームの派遣を申し出た（要請に応じて）。午後5時には、フランス大使館が、60人の隊員と搜索犬に装備を備えて派遣す

ることを申し出た。ロシアとイスラエルも、同日、特別な搜索救援チームの派遣を申し出た。1月18日には、アルジェリア、ドイツ、ハンガリー、シンガポールも申し出た。合わせて15カ国が SAR チームの派遣を申し出た。

- ◆ 防災計画：1月17日の夕方には東京の危機対応の関係機関も、交通の混乱が、救助活動を妨げている原因で、専門的な SAR チームが不足ではないことをはっきりと認識した。国際 SAR チームからの申し出を受けたことは、東京都心部や東海地震ではなかったことから、少し驚きだった。緊急計画の担当者は、東京で地震が発生した場合の海外からの対応（自国民が居住している国から、もしくは世界経済に影響を及ぼす場合など）は想定していたが、ほかの地域の災害では想定外だった。また、地元の SAR チームも国際 SAR チームに依頼することは考えていなかった。彼らが望んでいたのは、神戸に到着すると即座に地元の搜索救援チーム指揮系統に従うことのできる日本の搜索救援チームをさらに動員することだった。

○国際 SAR チームの登場

- ◆ （国）東京の立場：東京では、国際 SAR チームを導入することが支援になると強く主張し始める人たちが出てきた。日本には、搜索犬がわずかしかないことから、NFA は、“異なった技術”をもつスイスチームを搜索に受け入れることを決めた。一方、スイス大使館から、度々任務の重要点や、危険要素について問い合わせがあった。（国際 SAR チームが、余震などによる建物の崩壊で死亡した場合はどうなるか？）
- ◆ （自治体）神戸の消防指揮官：この決断を予測していなかった。国際 SAR チームの受け入れとなると、余計な準備が必要になる。通訳、特別な交通手段、宿泊場所の確保など。救援現場では、運営ベースを設営する場所もなかった。彼らは、自分たちの指揮下で、即座に作業ができる国内の SAR の動員を望んでいた。
- ◆ 捜査活動開始：スイス搜索犬のチームを受け入れることに決まった。スイスのチームは1月18日13時（日本時間21時）にチューリッヒを出発し、関西国際空港に19日の午前9時20分に到着。ただちにヘリコプターで神戸に飛び、地元の消防救援指令者から状況についての簡単な説明を受け、最初の救援現場に到着したのは1月19日13時20分だった（地震から55時間後）。8人の通訳と東京から来た政府関係者が、スイスチームのコーディネーターとして仕事をした。神戸、東京、大阪、熊本の消防団がスイスチームの搜索チームと一緒にレスキュー活動を行った。

同じく18日の夕方、東京のフランス大使館も再び、自国の SAR チームの派遣を申し出た。60人で構成するチームが利用する乗り物の手配と十分な通訳を確保できるかという点で繰り返し連絡があった。1月20日午後、申し出を受け入れることに決まった。兵庫県警がフランス SAR チームの地元受け入れ先となった。フランスチームは、関西国際空港に1月21日の午前12時1分、正午に到着した。

○捜査・救援活動の現場

- ◆ スイスチームは、まず捜索現場の特徴についてブリーフィングを受けた。ほとんどが崩壊した木造家屋で、余震によって二次災害の恐れがあることなど。実際の捜索現場に案内されて彼らは初めて、これまで経験のない捜索現場であることを認識した。
- ◆ スイスのチームは、到着した日、徹夜して働くことを主張した。日本のレスキュー隊は、適切な照明なしで働くという危険性、余震による崩壊の可能性、およびいかなる SAR 隊員の二次災害による死傷も避ける必要性を指摘した。
- ◆ 3人のメキシコ人男性の SAR チームも 1月22日に神戸に来た。到着と同時に、彼らは、すでに国際 SAR チームはもう必要ないことに気付いた。そこで、彼らは、ほかの救援作業にボランティアとして参加する意思を表明した。彼らは、兵庫県庁に登録され、ガレキを片付けたり、崩壊した家から無傷の所有物を回収したりといった援助をした。これらの援助は、助けを必要としていた高齢者によって、歓迎された。

○国際医療チーム

- ◆ 1月18日から、多くの国（バングラデシュ、中国、キューバ、ギリシア、ポーランド、タイ、イギリス、イエメン、およびユーゴスラビア）が、必要に応じて医療チームを派遣するとの意向を表明した。日本政府は、これらの申し出に謝意を表明したが、被災地での患者に対応するためには、チームが日本語を話す必要があることを指摘し、さらに、日本で十分な医療従事者を動員できていることを述べた。
- ◆ タイは、日本の医学部の卒業生で、日本の医師免許を持つ医師を特定した。その結果、タイの医療班は、避難所の仮設診療所で、インフルエンザと消化器系疾患の治療に関わることができた。タイチームは、日本語が上手だったことで、歓迎された。神戸市との合意で、韓国の三星グループ（企業）もまた、9人の医療チームを送った。このチームもまた、日本語がうまく、地元の状況をよく知っていたことから、感謝された。
- ◆ 世界の医師団（MDM）は、神戸に来るという申し出を繰り返して、最終的に、日本の国際的な医療 NGO である AMDA が受け入れ先に決まった。MDM のフランス人の医師が日本語を話すことのできなかつたので、この1人のために、AMDA はフランス語が流暢な1人の日本人の医師、1人の通訳とフランス語が流ちょうなコーディネータを手配した。日本人の医師は、患者が訴える症状をフランス語に通訳し、また医療記録をフランス語と日本語の両方で残すことは、時間と手間がかかったと振り返る。

○物資提供の国際支援

- ◆ 日本は国際的な援助を求めなかったにもかかわらず、多くの政府から、現物支給の支援を受けた。76の国/地域、国連、WHO、および EU が、現物支給、もしくは現金での支援を行った。
- ◆ 当初は、現物支給での援助については、それぞれ国から外務省を通じて、国土省防災局、兵庫県を経過して、そして神戸市に伝えられ、それが被災地にとって必要かどうか

かの問い合わせがなされた。その後、この手順では、手間と時間がかかりすぎるのがわかった。

- ◆ 毛布とビニールシートは歓迎された。神戸のある救援当局者は「毛布は何枚あっても、多目的に使用することができるので、救援、復旧のどの活動でも使うことができる」と指摘した。毛布は、最初は避難所と病院に届けられ、救援活動に使われた。後に、被災者が仮設住宅に移ったときには、必要であれば、持っていくこともできる。ビニールシートも歓迎された。1月22日、神戸の天気予報は雨だった。ビニールシートは、テントを作って避難者を保護したり、校庭に積み上げてある救援物資を覆ったり、部分的に被害を受けている家屋の屋根を覆ったり、二次的な地滑りを防ぐために傾斜の大きな斜面を覆ったりするのに必要だった。一日に、何千枚ものビニールシートが必要とされた。最初に届いた米国、カナダ、およびイギリスの寄贈品はすぐに使用された。海外から追加で届いたビニールシートも使われた。残ったものもあったが、後に、あらゆる目的に活用することができた。
- ◆ アジア諸国からの即席麺と缶詰は、日本人になじみがあったため、歓迎された。即席麺は、日本で売られているものと似た包装だった。

○取り扱いが難しい物資

- ◆ 山積みされたLサイズの紙おむつ、日本人の赤ん坊には大き過ぎる。
- ◆ 海外からの薬は使用することができなかった。アメリカのNGOが、必要性を確認せずに、薬を飛行機に満載して関西国際空港に送ってきた。日本で製造された十分な量の薬が、すでに神戸に隣接する製薬業界の中心地、大阪から届けられていた。海外からの薬の投薬量は、英語で書かれていた。避難所で、風邪薬は大量に必要とされていたが、含有物も使用法も英語で書かれている薬を避難者にそのまま渡すわけにはいかなかった。医師や看護師の立場からすると、避難者が、辞書（もしあればだが）をひいて、服用するかどうか検討するとは考えられなかった。人々は、慣れた風邪薬を選んだし、それが配布されることも知っていた。

(2) 内閣府による解説（参考：「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」）

○受け入れ受け入れ体制が整わなかったことで、支援受け入れは数日後となった。

- ◆ 震災当日より諸外国からの支援申し入れが相次いだ。2月9日までに70カ国・地域と3国際機関からの申し入れがあり、44カ国・地域（9月1日現在）の支援を受け入れた。
- ◆ 政府非常災害対策本部に外務省は入っておらず、支援受入の窓口・判断体制も不明確だったため、震災直後の支援受入の判断には時間を要した。
- ◆ 震災翌日の閣議において、諸外国からの支援を積極的に受け入れることが決められた。

○海外からの支援受け入れは、現地での対応負担を増やすという側面もあった。

- ◆ 海外救助隊としては、スイス災害救助隊（1月19～22日）、フランス災害救助特別隊（1月21～24日）、イギリス国際救助隊（NGO、1月23～26日）などが活動した。
- ◆ 海外救助隊による捜索の結果、遺体が発見されたが、生存者の救出には至らなかった。

- ◆ 混乱した被災地の自治体等に受入準備の負荷がかかったことから、現地の状況に配慮しない支援受入には問題があったとの指摘もある。
 - ◆ 人的被害に関する発表方法が確定数発表だったため海外に対して次々と被害者が増えていくという誤解を与え、当初は捜索救助活動の支援不要としていた各国政府の認識が変化したとの指摘もある。
- 海外からの医療チーム派遣、医薬品提供の申し入れ、医薬品については国内基準との関係で受け入れられなかったものもあった。
- ◆ 震災直後より各国および国際的医療 NGO 等から医療支援の申し出があり、1月22日頃から神戸市分で8団体・個人計80人が活動に従事した。日本の医師免許を持たない諸外国の医師に対し、1月23日厚生省は「緊急避難的行為として医療行為を認める」という判断を下した。医療活動の支援受け入れには、日本語に流暢なことが必要であり、国内の医療従事者の動員で十分だとの判断もあった。
 - ◆ 被災地の医療ニーズが風邪、消化不良、過労や慢性疾患に対する医療であったのに対し、支援側は骨折等の救急医療の提供を主眼としていたためのミスマッチもあった。
 - ◆ 海外医療チームは、問診のため日本人医師・通訳などの付き添いが必要だったり、日本語と外国語の2種類のカルテが必要だったという問題もあった。
 - ◆ 米国ボランティア団体より送られた医薬品が、薬事法上の規定に合わなかったため受け入れられず、海外メディアに「薬も拒否」と誤解を受けた面もあった。

(3) 自治体（兵庫県、神戸市）の対応（参考：「阪神・淡路大震災—兵庫県の1年の記録」兵庫県、「阪神・淡路大震災—神戸市の記録 1995」神戸市）

- 海外からの支援（要員、物資）申し出に対し、兵庫県国際部（知事公室）が担当窓口となり、庁内外の関係部署との調整を行った。
- ◆ スイス災害救助隊：スイス政府より派遣。隊員25人と捜索犬12頭で編成され、神戸市灘消防署をベースに、4チーム（1チーム隊員4人と犬3頭）に分かれ、神戸市東灘区、灘区、長田区で捜索活動を行った。活動にあたっては、神戸市消防局が現場の案内を、県職員と県・市の国際交流員が連絡調整・通訳を担当した。
 - ◆ フランス災害救助特別隊：フランス政府より派遣。隊員60人と犬4頭、自給自足の装備10トンで編成され、西宮市消防局をベースに西宮市、神戸市灘区、兵庫区、長田区で捜索活動を行った。活動にあたっては、警察本部が現場案内を、フランス総領事館が通訳を担当し進められた。
 - ◆ イギリス国際救助隊：NGO（非政府系団体）。隊員15人で編成され、熱感知機、音探査機、ファイバースコープ等の装備を伴い、神戸外国人クラブを基地に西宮市、神戸市東灘区、中央区、兵庫区、須磨区で捜索活動を行った。活動にあたっては、阪神大震災地元 NGO 救援連絡会議のメンバー、英国総領事館、県職員が現場案内等を行った。
 - ◆ タイ医療チーム：タイ政府より派遣。被災地を巡回して延べ約100人を診療した。医師2名と看護婦3名からなり、日本人医師と協力して医療活動の支援を行った。

- ◆ 世界の 75 カ国（地域）・7 姉妹州省（地方）の政府、企業、民間団体、日系人団体、個人等：水、食料、防寒用衣類などの必需品をはじめとして、防水シート、テントや赤ちゃんのミルク、応急用医薬品などの救援物資及び義援金、激励の手紙、絵画、見舞状など 500 件以上が兵庫県に寄せられた。
- ◆ 神戸市においては、(財)神戸国際協力センターが担当窓口となり、海外からの支援の受入れを行った。また、神戸港において使用可能なバースを調査し、六甲アイランドを基地とする救援物資の搬入ルートを開設した。

2. 大震災の教訓を踏まえた取組み

阪神・淡路大震災の課題において、次のようになる。①海外からの受入に関する国・地方公共団体等関係機関の役割分担や費用負担。②被災地域における海外からの支援要員の活動支援体制（宿泊・移動の確保、通訳等）。③海外に対する適切な情報提供（被害情報、被災地域のニーズ等）。これまでの各方面からの指摘を踏まえて、政府機関、地方自治体は海外支援の受け入れに関する取組みを行った。

(1) 内閣府と関連省庁（外務省、総務省）

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「防災基本計画」の修正に当たって、海外からの支援の受け入れについて、次のように定めた。（参考：「防災基本計画」中央防災会議、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」第 4 章 総合的な災害対応能力の向上、中央防災会議、国土庁防災局震災対策課、平成 10 年 6 月 23 日改定）

○海外からの支援受入れの「方針」

- ◆ 国際化、情報化が進展している状況の下、大規模震災時には外国からの人的、物的支援の申し入れが多数寄せられるようになっており、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、防災基本計画において、海外からの支援受入れに関する規定を盛り込むとともに、関係省庁連絡会議において、受入れの可能性のある分野及び対応省庁と対応方針、受入れに関する手続きの流れなどについて申合せを行い、体制の整備を図っている。
- ◆ 南関東地域は、我が国の首都機能をはじめ社会経済活動に関する諸機能や人口が著しく集積する市街地が広範囲に広がっていることから、大規模地震が発生した場合の被害は他の地域や国民生活のみならず、世界的に波及するなど極めて甚大な影響を及ぼすとともに、多くの外国人を有するという社会環境の特殊性から、海外からの支援申し入れが集中することが予想される。このため、国は、海外からの支援受入れに関する関係省庁申し合わせ等を踏まえ、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

○海外からの支援受入れの「手続き」

- ◆ 外交ルートにて海外から支援の申し入れがあった場合には、外務省は緊急災害対策本部に対し、支援の種類、規模、内容、到着予定日時、場所等を通報する。
- ◆ 緊急災害対策本部は、外務省からの連絡を受け、被災地方公共団体及び関係省庁にニーズ等を照会し、支援受入れの可能性を検討する。

- ◆ 緊急災害対策本部が支援の受入れを決定した場合、あらかじめ定めた対応方針に基づいて受入れ計画を作成し、関係省庁、被災地方公共団体に受入れ計画を提示するとともに、外務省を通じ、申し入れ国に対し、受入れ計画を通報する。その後、関係省庁は受入れ計画に基づき支援を受入れる。
- ◆ 緊急災害対策本部が支援を受け入れないと決定した場合、関係省庁、被災地方公共団体に受け入れない旨連絡するとともに、外務省を通じ、申し入れ国に対し、受け入れない旨通報する。

○内閣府による海外からの支援の受入れ活動（参考：「内閣府防災業務計画」第2編 震災対策編 第1章 災害予防 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え、平成21年9月）

- ◆ 政策統括官（防災担当）は、災害時における海外からの支援の受入れの可否の判断、受入れの実施が円滑に行われるよう、関係省庁と協力して、海外の支援機関について、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけさせない自己完結型であるか等を調査し、その情報の蓄積を図る。また、関係省庁と協力して海外からの支援の受入れ可能性のある分野について検討し、その対応方針をあらかじめ定めておくとともに、海外からの支援を受け入れる場合に必要な諸手続について、あらかじめ定めておく。

[受入条件]：即座に到着が可能、自己完結型。

[国内機関]：受入れ可能性のある分野、受け入れる場合に必要な諸手続

○外務省の取組み（参考：「外務省防災業務計画」第1編災害一般に係る防災業務計画、第5章災害応急対策及び災害復旧、海外からの支援受入、平成20年8月）

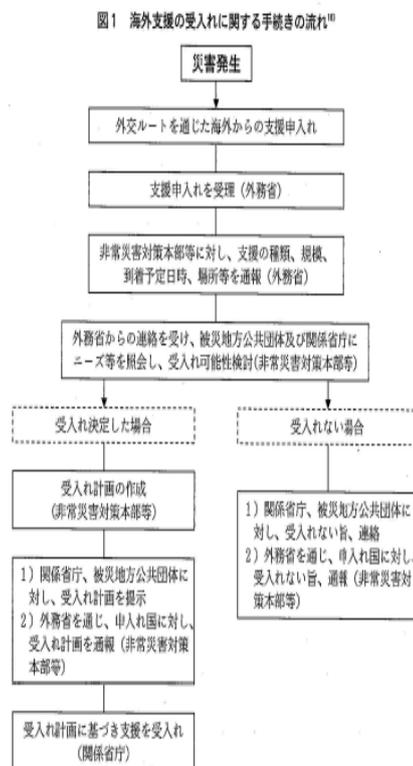
- ◆ 第20条 関係する各局部等の長は、諸外国、国際機関等から支援の申入れがある場合には、その種類、規模、内容、到着予定日時、場所等を関係機関に通報する。在日米軍からの支援の申入れがある場合も、また同様とする。
 - 2) 関係する各局部等の長は、関係機関と協議の上、支援の受入れの諾否及び受け入れる場合の支援内容を速やかに諸外国、国際機関等又は在日米軍に通報する。
 - 3) 関係する各局部等の長は、関係機関と協議の上、海外より支援を受ける必要があると認める場合には、申入れの有無にかかわらず、諸外国、国際機関等に協力、援助等を要請する。在日米軍に協力、援助等を要請する場合も、また同様とする。
 - 4) 関係する各局部等の長は、諸外国、国際機関等からの支援要員又は物資の受け入れが円滑に実施されるよう必要な措置をとるとともに、関係機関に協力を要請する。在日米軍からの支援要員又は物資受入についても、また同様とする。

○総務省の取組み（参考：「消防庁防災業務計画」第2編防災に関しとるべき措置（基本対策編）、第5章災害応急対策 第4節災害応急対策の実施、14 海外からの支援への対応、平成21年3月）

- ◆ 政府本部が受入れを決定した海外から支援について、被災地方公共団体に連絡を行うとともに、必要に応じその円滑な受入れのための措置を講じる。

(図 18. 海外支援の支援受入れに関する手続きの流れ) および (図 19. 海外からの支援受入れ可能性のある分野の対応省庁-「金沢市地域防災計画」)

支援受入れ分野		対応省庁
① 捜索・救助 (救助犬を含む)		警察庁
		消防庁
		農林水産省 (検疫関係)
		法務省 (入国手続関係)
② 医療	医療スタッフ	厚生労働省
	医薬品、医療用具	法務省 (入国手続関係)
③ 技術援助 (施設の応急復旧等)		厚生労働省
		法務省 (入国手続関係)
		法務省 (入国手続関係)
④ 避難者の収容 (応急仮設住宅、テント等の供与 (設置を含む) 等)		国土交通省
⑤ 食糧		農林水産省
⑥ 飲料水		厚生労働省
⑦ 生活必需品 (毛布・衣類等)		経済産業省
⑧ 情報伝達用機材		総務省
⑨ 輸送支援	外国政府等が航空機、船舶等により行う、支援人員・物資等の輸送 (海外から日本への輸送、日本国内の輸送)	国土交通省、海上保安庁、警察庁
	バス、トラック等の輸送機材の海外からの提供	国土交通省、警察庁
	緊急輸送関係省庁が実施する日本に到着した支援人員・物資等の被災現地への輸送	緊急輸送関係省庁 (国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁、警察庁)
⑩ 油防除		海上保安庁
⑪ 金銭支援 (義援金)		国土交通省
⑫ その他	①～③以外の人的支援または人的支援を伴う支援にかかる入国手続関係	法務省
	通関手続	財務省



(2) 地方自治体 (兵庫県、神戸市) における海外部隊の受入れ (参考: 「兵庫県地域防災計画」第 3 編災害応急対策計画、第 3 章円滑な災害応急活動の展開、平成 19 年、「神戸市地域防災計画 防災対応マニュアル」平成 22 年度)

○「兵庫県地域防災計画」

- ◆ 基本方針: 基本的には国で判断するので、国 (外務省) と連絡調整しながら判断
- ◆ 物資支援: 送付者に確認し、国と調整しつつ受け入れを調整
- ◆ 救助隊の受入れ: 派遣者に確認し、国と調整しつつ受け入れを調整し、人数、協力内容、派遣ルート等、入国にかかる規制の免除、自己完結型の活動を要請、および案内者、通訳、宿泊所の確保、同行を求める。

○神戸市「防災地域計画」

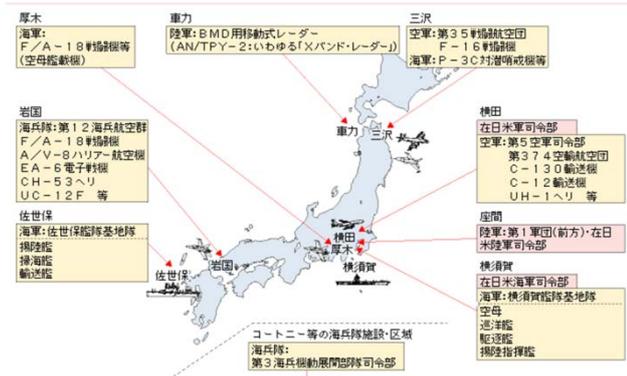
- ◆ 基本方針: 災害の状況や応急活動の状況、国、県等の支援体制等を総合的に判断し、関係部と受入れの必要性及び受入れ体制を検討のうえ、申し入れを受け入れるか否かを決定。
- ◆ 手続き: 市長部は、協議の結果をふまえて、海外支援の受入れに関する可否を速やかに県に回答する。海外支援部隊の受入れにあたり、支援を希望する部は活動内容の調整や必要な情報提供を行う。

3. 地域間における災害応援協力（日米、日中、日韓）

(1) 地域防災・減災力とした在日米軍とその基地の役割

○迅速、能率と有効な救援

- ◆ 迅速な「国際捜索救援隊」：地震のような災害発生直後には、時間が決定的な意味を持つ。米軍（と自衛隊）の基地は非常に優れた捜索救難隊を保有する。迅速に対応することができ、なおかつ、地元の救援活動との間に摩擦が生じないためには、事前に、協定を結び、地元の政府関係者との関係を築いておくことが必要なのである。例えば、山口県にある米海兵隊岩国航空基地の主要事件捜索救難隊 (Major Incident Response Search and Rescue Team) は、岩国市との間で相互支援協定を2002年3月28日に締結した。(図20. 在日米軍基地)



- ◆ 能率的な医療救急隊：上記の捜索救難活動のように、これを有効に実施するには、早期に医師を被災地に派遣しなければならない。捜索救難活動隊と違って、軍医療は、比較的長く配備される。軍医療は、柔軟に、機動的に、そして、能率的に、多くの患者に対応しなければならないため、優れた設備を持ち、優秀なスタッフを持つ。例えば、米海軍マーシー級の病院船の能力を考えよう。各船には、1,000床のベッド、12の手術室、放射線医学施設、医療実験室、線体軸断層撮影装置などを持っている。数機のヘリや、また、接岸する埠頭から搬送されて来た患者に同時に対応できる。同船は、一たん配備されると、90日間は再補給の必要はなく、電気、飲料水、下水などで自活可能だ。民間の病院は、震災を生き残ったとしても、ここまでは自活できない。主要な都市のほとんどが海からアクセスできる島国日本でこそ、このような船が非常に貴重な財産たりえるのである。米陸軍も、移動可能な大型トラックに医療施設を積み込み、到着後直ぐ機能することができる。
- ◆ 有効なロジスティックス（輸送能力）：軍が示すロジスティックス任務に独特な能力をもっている。大災害後の都市は、同様な状態に直面するため、軍のロジスティックスが求められるのである。まず、最初に必要とされるのは、被災地へのアクセスを確保することである。それは、救援隊が入り、被害者、避難者の脱出を可能とするためである。工兵は、近づきにくい場所に短期間で接近する能力を持つ。大型機械をもっている工兵は、道を通すために障害物を除去し、必要であれば橋を作り、更にインフラの復興や物品の交換ができるような訓練を受け、経験を積んでいる。救援活動において、被災地へのアクセスを確保する最も重要なツールはヘリである。災害の専門家は、およそ、ヘリの重要性には言及するが、なぜか、そのことが軍のヘリこそ重要である

ことを意味することに、無自覚である。言い換えれば、軍のヘリは、リフトやその他の特殊な能力を持つが、民間のヘリはそれらを持っていない。民間のヘリは小型に対して、軍は、多数の乗員と担架を搭載することが可能な数多くのヘリを持つ。また、被災地へのアクセスが確保され、捜索救難活動や医療が行なわれていけば、次に必要となるのは、中期的な生活支援である。中、長期的な支援を行うためには、大きな輸送能力が必要である。

- ◆ 勤勉な大勢のマンパワー：米軍を日本の防災計画の準備に事前に参加させるもう一つの利点は、米軍には、救援活動、人道支援およびロジスティクスにおいて豊かな経験があることだ。防災計画に米軍を参加させれば、これらの経験を活かすことができるのである。救難活動や障害物の除去作業が求められる災害の初期段階においては、とりわけ、マンパワーが重要である。また、それらは、中・長期的に必要とされる、避難所での物資の配布作業にも役に立つ。

○災害救援米軍の受入れの課題

- ◆ 日米共同防災計画がないため、米軍は災害救援の責務と権限を持たない。
- ◆ まず、米軍には、独自の防災計画があり、日本側の防災計画と調整されていないため、それらが実施される際に、衝突しかねない。これは軍だけの問題ではなく、NGO、NPOなどの国際支援団体の支援計画も、日本の防災計画に合致するとは限らない。これは、災害への対応に迫られる政府と被災地で現場の指導に当る人々にとって、不要な摩擦となりかねない。
- ◆ 次に、災害救援のコミュニケーション能力が不足、言葉の壁である。例えば、米軍の関係者の多くは、日本語を喋らないため、被災地に到着しても十分な救援ができない。しかし、事前の準備と調整とによって、これらの問題は、解決可能であろう。例えば、事前に調整を行っておけば、災害時に米軍に同行する通訳官や渉外関係者が、米軍が具体的にどのような任務にあたるのかということを事前に把握しておくことも可能であろう。特に、日本語での会話が可能であり、なおかつ、日本での生活経験を持つ海外地域専門士官 (Foreign Area Officers) たちは、災害時において、重要な役割を果たしうる存在であり、可及的速やかに貴重な財産として利用すべき人材である。

(2) 兵庫県と米国カリフォルニア州の防災協力に関する合意

- ◆ 200年5月9日に兵庫県は米国カリフォルニア州と防災協力に関する合意書を調印した。災害の予防、応急対応、復旧・復興に関する知識、技術、情報などの交換し、相互の防災力の向上のため協力することを合意した。

(3) 静岡県と中国浙江省との防災協力協定

- ◆ 静岡県は浙江省と昭和57年4月20日に友好提携を締結してから、経済、科学技術、文化、教育、体育等多くの分野において交流を進め、友好関係を築いてきた。こうした中、平成20年5月12日に発生した中国・四川大地震に対し、静岡県ボランティア

協会が全国の民間ボランティアに働きかけて集めたテント 400 張を、静岡県から浙江省を通じ四川省の被災地に送り、被災地の復興に支援した。

- ◆ この取り組みを機に両県省は、大規模な自然災害が発生した際の応急処置等の危機管理に関する情報交換や相互応援に関する交流を促進させることの必要性について合意し、新たに防災に関する相互応援協定を締結することとした。平成 20 年 12 月、浙江省応急管理弁公室の陳主任を団長とする調査団 4 人が来日し、地域防災の日に当県内各地で行われた地域防災訓練を視察するとともに、12 月 8 日に当県小林防災局長と陳主任との間で協定を締結した。
- ◆ 協定に基づく今後の取組において、今後、富士山静岡空港を活用し、両県省の間で災害予防や自然災害が発生した際の相互応援などに加え、新型インフルエンザなどの感染症や食の安全などに関する情報交換や技術交流などを定期的に行っていきます。

(4) 日韓防災会議

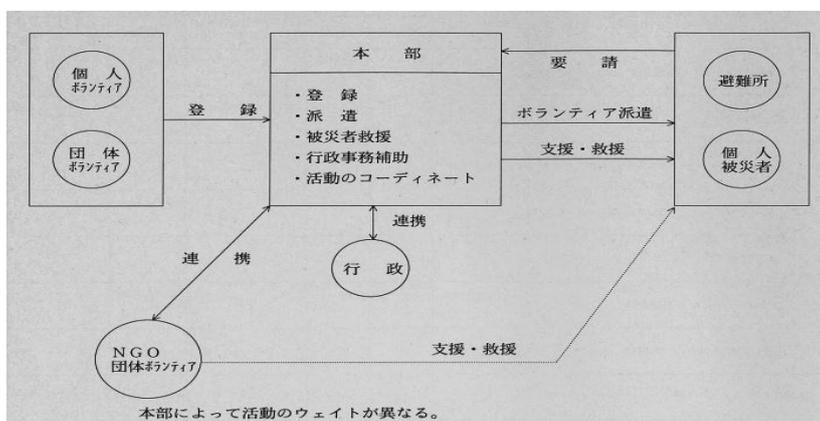
- ◆ 1998 年 10 月 8 日の日韓首脳会談の際に、小渕総理大臣（当時）と金大中大統領が「日韓共同宣言」及びその付属書「21 世紀に向けた新たな日韓パートナーシップのための行動計画」を取り交わし、そのうち行動計画の中で、「両国は、両国の災害への対応に関連する制度、防災体制及び施設についての情報・意見交換を通じ、協力を推進する」こととされた。
- ◆ このこと等を踏まえ、2008 年 2 月に日米韓の官民合同セミナーで 3 カ国の軍による防災協力が議論されたこともあった。また、同年 12 月 13 日に福岡県太宰府市で日中韓 3 カ国首脳会談を開き、1995 年の阪神大震災の教訓や、中国の四川大地震の被災者救助などで協力した経験を今後の災害対策に生かしていくことが必要だと認識し、3 カ国防災担当相会合を新設して、緊急援助関係機関の連携強化などを合意した。
- ◆ その上で①総合的な防災体制整備、②被害の極小化、③国、地方、コミュニティーレベルでの防災対策—について協力を強化するとする。

4. ボランティア・ネットワーク・センター(災害時 VNC)の役割

- ◆ 目的：発災直後から緊急救援活動、復旧復興支援活動を通じて、被災者への自立支援とボランティア団体の育成を目的とする。
 - ◆ 内容：避難所運営、救援物資集約配布、入浴支援、避難生活実態調査、災害廃棄物処理、建物の応急危険度判定士の派遣。
- 初動期：災害直後の混乱した状態の中から、各救援主体の活動が、ある程度組織化され、体制が整うまで(発災後～1 週間ないし 10 日程度)の時期。行政職員の圧倒的な不足中(応援も少)で、専門ボランティア (V) の活躍が必要である。行政によるボランティアを受入れの窓口を設置し、行政組織体制の整備・強化および V 活動の組織化を必要である。
- 活動展開期：行政側は応援職員の投入により、また V 側も参入者数の増加や、自主運営組織 (VN) の発足により、ある程度組織体制が整えられ、両者とも、比較的システムティ

ックな活動が展開される(発災後10日～2ヵ月程度)時期。行政応援職員の導入による組織体制の強化・整備を行い、V活動の組織化(特にVコーディネート機能)、組織体的活動の展開を行う。行政とVは、各々の視点・方法に基づく正確な情報の収集、及びその情報を共有する。そして、状況変化に即した柔軟な対応、活動内容の修正、各々の活動原則を認識しつつ、効率的・効果的な資源配分を行う為に必要な連携・調整、役割分担体制の確立が必要である。

- 撤収期：防災司令の解除、VNCの解消(閉鎖)、続いて、地元への活動の引継ぎ。行政災害対策本部を縮小(解消)し、復旧・復興体制へ移行する。Vは被災地外部から来た者の多くが撤収し、または、地元で新たなV団体が結成される。行政は長期的な災害関連需要に対する長期的な支援体制の整備、特に福祉人材部門の強化(ボランティアの組織化も含む、社協との役割分担体制の構築などが必要である。Vは地元Vや住民組織へ活動の引継が必要である。(図21. 行政とボランティアとの連携・協力)



第2節 東日本大震災における阪神大震災教訓の検証

1. 地震の概要と日本政府の対応

2011年3月11日14時46分頃、三陸沖でマグニチュード9.0の大地震が発生した。岩手県宮古市では最大波8.5メートルを超える津波が観測されるなど、東北地方太平洋岸の広範囲にわたる市町村を襲い、甚大な人的・物的な被害が発生した。

(1) 外務省

政府は、地震発生後、直ちに菅総理大臣を長とする緊急災害対策本部を立ち上げ、すべての政府機関を動員し、地方自治体等と協力しつつ、被災者の捜索・救助、避難者の支援やライフラインの復旧等に全力で当たっている。外務省は、松本剛明外務大臣を長とする緊急対策本部を設立した。外務省としては、外国からの緊急支援等の受け入れの調整、外交団、外国報道機関への連絡、外国人の安否確認等を実施している。また、在外公館においては、諸外国の民間団体等からの義捐金を受け付けている。

(2) JICA の役割

JICA として、次のような支援活動に取り組んでいる。

○国内対象

- ◆ 避難施設支援において、被災地の大学の外国人留学生約 60 名に対し JICA 大阪国際センターにて宿舎提供。

○国際的な支援への協力

- ◆ JICA 東京国際センター（東京都渋谷区）の施設で国連災害評価調整チーム（UNDAC）、国連人道問題調整事務所（UNOCHA）の活動を支援。被災地での国際的な救援活動の調整を目的に日本に派遣されている国連災害評価調整チーム（United Nations Disaster Assessment and Coordination：UNDAC）に対し、国際協力機構（JICA）は、UNDAC の有資格者である JICA 関係者 1 名を参加させるとともに、3 月 14 日、同チームの日本での活動を支援するため、JICA 東京国際センター内に活動スペースおよび必要な機材類を提供することとしました。
- ◆ 海外の医療チーム受け入れのための同行・支援。
- ◆ 国内外からの義援金のとりまとめ。職員、専門家、青年海外協力隊、我が国の支援を受けた途上国関係者等有志による義援金を被災地の自治体及び支援活動をする団体へ寄付予定。

2. 各国・地域等からの緊急支援

震災発生後、約 130 の国々、30 以上の国際機関、さらには世界中の方々からのお見舞いと支援を表明した。また、これまでに 138 カ国・地域及び 39 国際機関の緊急救助隊員、救助犬、原子力関係専門家、さらには在日米軍などの人的支援、食糧・医薬品・毛布等の物資支援、670 以上の NGO 等からの支援の申し出があった。

(1) 各国・地域の国際緊急援助隊

これまでに 20 の国と地域（イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、英国、韓国、豪州、シンガポール、スイス、中国、ドイツ、トルコ、ニュージーランド、フランス、米国、南アフリカ、メキシコ、モンゴル、ロシア、台湾）からの緊急援助隊及び医療支援チームが日本に到着、活動を行った。

[附属資料 6. 諸外国・地域・国際機関からの救助チーム等活動場所（平成 23 年 4 月 20 日現在）]

[附属資料 7. 諸外国・地域・国際機関からの救助チーム等受入れ日程一覧（4 月 20 日現在）]

[附属資料 8. 諸外国等からの物資支援・寄付金（実績一覧表）（4 月 19 日現在）]

(2) 在日米軍による支援

3 月 11 日夜、松本外務大臣からルース駐日大使に対し、在日米軍による支援を正式に要請。米軍は人員 20,000 名以上、艦船約 20 隻、航空機約 160 機を投入した（最大時）大規模な活動（「トモダチ作戦」）を実施している。既に物資約 280 トンを配布（貨物 3,100 トンの輸送）した。

(3) 国際機関との連携

国連人道問題調整部（UNOCHA）、国際原子力機関（IAEA）専門家チーム及び国連世界食糧計画（WFP）が来日した。

3月24日（木曜日）、外務省及び内閣官房震災ボランティア連携室の他、関係の国際機関等も同行し、国連人道問題調整部（UNOCHA）等の災害援助に関する国連関係機関が、宮城県及び石巻市に調査団を派遣し、東北地方太平洋沖地震に対する海外 NGO による災害援助のあり方等について、現地県・市の自治体、日本赤十字、社会福祉協議会、NPO 団体等との意見交換及び被災現場、避難所等の現地視察を行った。なお、国連人道問題調整部は、調査の結果を踏まえ、速やかにレポートを出した。

(4) 海外医療支援チームが活動を実施

- ◆ イスラエル医療支援チームは、3月27日夜に成田空港に到着し、28日に活動地となる宮城県南三陸町でクリニックの設営や現地で活動中の日本人医師との打ち合わせを行い、イスラエルが持ち込んだ充実したラボキット（検査設備）の活用可能性に、現地で活動する日本人医師からも期待が寄せられた。29日からいよいよ本格活動開始。
- ◆ 被災地の産婦人科の医師が不足しているため、妊婦検診（往診）を始めた。妊婦検診を行うことで、妊婦の方の心のケアも出来た。
- ◆ イスラエル医療クリニックには日本人の医師、看護師も常駐して、彼らの指導の下、イスラエル人スタッフと協力して医療行為を行った。
- ◆ 現地の日本人医師などもイスラエル医療支援チームの活動を視察に訪れて、機器の使い方等につき説明を受けた。
- ◆ 4月7日夜、拠点としている宮城県栗原市では、震度6強余震を観測し、ホテルの電気・水が停止になった。イスラエル人メンバーもその揺れに大変驚いたが、幸いにも診療所の機器類には影響はなかった。イスラエル人医師による地元の日本人医師への機材の使用説明等の引き継ぎ作業も行われた。

第3節 地域の受援力強化のあり方

1. 阪神大震災から16年を経て依然とした問題点

- ◆ 「災害対策基本法」では、国、都道府県、市町村などの機関の責務が規定されている。このほか、指定行政機関、指定公共機関の責務も規定されている。
- ◆ なお、災害対策基本法において、独立行政法人、認可法人、特殊法人及び民間会社の中で、内閣総理大臣が指定するものを指定公共機関と位置づけ、災害対策に係る各種の責務を課している。2010年4月現在で56の機関が指定公共機関として指定されているが、この指定の中に独立行政法人国際協力機構（JICA）は含まれていない。

（表 指定公共機関の56機関一覧－「平成22年版 防災白書」より）

- ◆ 一方、海外からの人的・物資支援の受け入れは、INSARAG ルールに則って行われる。このINSARAG ルールを熟知しているのはJICAである。しかし、災害対策基本法上、JICAは何の責務もない、言い換えれば何の権限を持たないので、海外支援の受け入れに関して、ジレンマが生じる。

○独立行政法人(13)

独立行政法人防災科学技術研究所, 独立行政法人放射線医学総合研究所, 独立行政法人日本原子力研究開発機構, 独立行政法人国立病院機構, 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構, 独立行政法人森林総合研究所, 独立行政法人水産総合研究センター, 独立行政法人土木研究所, 独立行政法人建築研究所, 独立行政法人海上技術安全研究所, 独立行政法人港湾空港技術研究所, 独立行政法人水資源機構, 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

○認可法人(2)

日本銀行, 日本赤十字社

○その他(41)

日本放送協会, 東日本高速道路株式会社, 首都高速道路株式会社, 中日本高速道路株式会社, 西日本高速道路株式会社, 阪神高速道路株式会社, 本州四国連絡高速道路株式会社, 成田国際空港株式会社, 関西国際空港株式会社, 中部国際空港株式会社, 北海道旅客鉄道株式会社, 東日本旅客鉄道株式会社, 東海旅客鉄道株式会社, 西日本旅客鉄道株式会社, 四国旅客鉄道株式会社, 九州旅客鉄道株式会社, 日本貨物鉄道株式会社, 日本電信電話株式会社, 東日本電信電話株式会社, 西日本電信電話株式会社, 郵便事業株式会社, 郵便局株式会社, 東京瓦斯株式会社, 大阪瓦斯株式会社, 東邦瓦斯株式会社, 日本通運株式会社, 北海道電力株式会社, 東北電力株式会社, 東京電力株式会社, 北陸電力株式会社, 中部電力株式会社, 関西電力株式会社, 中国電力株式会社, 四国電力株式会社, 九州電力株式会社, 沖縄電力株式会社, 電源開発株式会社, 日本原子力発電株式会社, KDDI株式会社, 株式会社エヌ・ティ・ティ・コム, エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
計 56機関

註:【独立行政法人】とは、法人のうち、日本の独立行政法人通則法第2条第1項に規定される「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人」をいう。

2. 「受け入れ」の海外事例 (アメリカ 9.11、中国四川 5.12)

(1) 事例 1. 【(米)世界の建築家を集めて世界貿易センタービル再建計画】

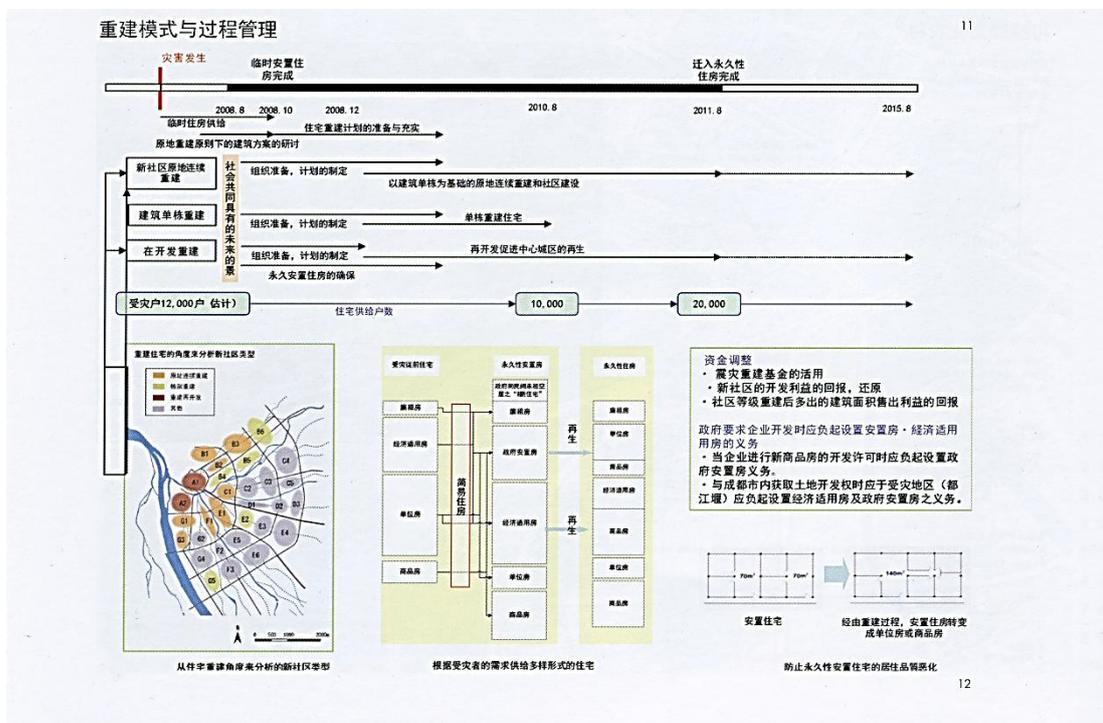
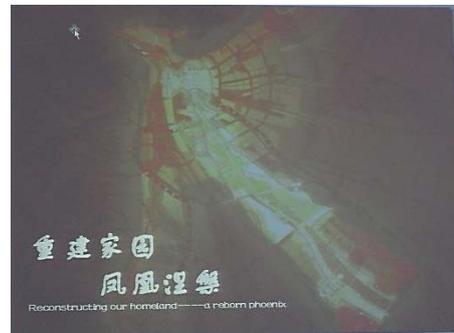
- ◆ アメリカ同時多発テロ事件 (9.11 テロ事件)。2001年9月11日のほぼ同時刻に、アラブ系グループに乗っ取られた4機のアメリカ民間航空機のうち2機がニューヨークのワールドトレードセンタービル2棟に、1機がアーリントンの国防総省本庁舎に突っ込み、爆発炎上した。1機はペンシルベニア州で墜落。4機とも乗客・乗員は全員死亡。ワールドトレードセンタービルは崩壊し、多数の死傷者を出した。その後センター敷地内の他のビルも崩壊した。死者総数は推定で約3000人。航空機を使った前代未聞の規模のテロ事件であり、全世界に衝撃を与えた。
- ◆ 2002年の国際コンペで7つの候補案の中から、ダニエル・リベスキンド (ポーランド生まれ、ユダヤ系アメリカ・建築家) による「復興マスタープラン」及び「フリーダム・タワー」の設計、ノーマン・フォスター (イギリス生まれ建築家) の「2 ワールドトレードセンター」、リチャード・ロジャース (イギリス・建築家) の「3 ワールドトレードセンター」、および槇文彦 (日本・建築家) の「4 ワールドトレードセンター」は当選された。(写真1. 槇文彦の設計-右から1番目)



(2) 事例 2. 【(中) 四川都江堰市震災復興グランド・デザインの国際公募】

- ◆ 2008年5月12日の四川大地震発生から17日目(5月29日)に、成都市政府より都江堰市の震災復興グランドデザイン(復興GD)を国際公募する旨の発表がなされた。
- ◆ 世界から47組の応募があり、東京大学・慶應義塾大学の協同チームと現地の西南交通大学との共同チームを含む10組がノミネートされた。6月7~11日に現地調査、7月12、13日に現地最終プレゼンというスケジュールでグランドデザインを提案した。
- ◆ 復興GDは、現地の文化的側面、経済社会的側面、地域特性に関する調査・分析に基づいた工学系らしいアプローチで進めた。プランニングの対象空間を、中核市街地全体、旧街区、世界遺産の門前の象徴的な空間、一般市街地のコミュニティレベルの空間、郊外部に新設されるニュータウン、そして農村部と幅広く設定し、それぞれ空間計画を提案した。さらに、住宅再建モデル、コミュニティレベルの復興モデル等、復興手法に関する提案の他、生活水準を安価に高める下水道システムの提案も行った。
- ◆ 特に、阪神淡路大震災を含む日本の被災・復興の知見を活かした「現地・連続」、「短期・長期」の復興モデルについては、中国の学术界で高く評価された。
- ◆ 日本チームは、成都市政府より「都江堰市震災復興GD 荣誉賞」を授杯した。

(図 22. 日本チームより中国四川都江堰市震災復興GD)



第3章 HAT神戸の国際協力資源

第1節 HAT神戸(Happy Active Town)

HAT神戸(ハットこうべ)は、「Happy Active Town」の頭文字を組み合わせた神戸市東部新都心の愛称である。当区域は、摩耶山の南側に西郷川と生田川の間、神戸市中央区東部および灘区西部臨海部に位置する東西約2.2km、南北約1.0kmの範囲である。これにより、1993年の大規模工場の遊休化に伴う土地利用転換に合わせ、1995年の震災により甚大な被害を受けた市街地の住宅や産業等の各種都市機能の受け皿となる市街地復興の先導的役割を担い、周辺地域と有機的な連携を図りながら、東部インナーシティ全体の活性化を推進している。さらに、神戸という港都市がこれまで培ってきた、極めて高い国際イメージを生かし、世界に向けて、21世紀における「安全で安心できる共生社会の構築」に関する政策提言、情報発信拠点として形成されている。(図23. HAT神戸の位置)

第2節 国際的拠点としてのHAT神戸

1. 国際防災・人道支援協議会(DRA)

国際防災・人道支援協議会(Disaster Reduction Alliance, 略称: DRA)とは、神戸東部新都心を中心に立地している防災や人道支援をはじめ、保健、医療、環境など災害に関わる国際的な機関が有機的な連携を図り、国際的な防災・人道支援活動に資する取り組みを共同して推進することにより、それぞれの機関がその機能をより効果的に発揮し、高齢社会下の大都市を襲い甚大な被害をもたらした阪神・淡路大震災の教訓を継承し発信し、もって国際的な防災・人道支援活動に貢献することを目的として、2002年10月に設立した。

2. HAT神戸に18の国連・国際機関

日本国内各地に設置された34カ所の国連機関(事務所を含む)は、東京(15)、兵庫(8)、横浜(4)、千葉(1)、富山(1)、名古屋(1)、大阪(1)、滋賀(1)、広島(1)、福岡(1)にある。兵庫県にある8カ所の国連機関はすべてHAT神戸に集めている。また、国連、ア



アジア地域、国の中央省庁および兵庫県の共同出資（資金・人材）より設置した国際関連機関も合わせて、HAT 神戸に 18 の国連・国際機関が設置されている。人と未来防災センター前に国連旗、日章旗、県旗、機構旗を同時に掲揚していることは、「神戸の夜景」、「南京町」、「異人館」と並び、関西阪神地域の独特な風景とも言われる。（写真 2. 国際拠点 HAT 神戸）



3. HAT 神戸にある諸機関の有する機能と役割

次のように 4 つのグループに分類できる。

①「環境情報提供」グループ（APN、EMECS、神戸海洋気象台）：世界閉鎖性海域の環境の保全と適正な利用およびアジア太平洋地域の地球変動による気象、地震、津波、火山活動などに関する情報を発表・提供する。

②「防災技術開発」グループ（EDM、E-Defense）：都市部における耐震、防災の技術開発、検証および実践的研究活動を行う。

③「災害救援活動」グループ（OCHA 神戸、WHO 神戸センターWKC、JRCs 兵庫県支部、HEMC、HITS）：災害救援に関する迅速的、効果的な人道援助、健康維持、こころケア実施を行う。

④「政策提言・人材育成」グループ（IRP、UNISDR 兵庫事務所、Hem21、UNCRD 防災計画兵庫事務所、IGES 関西研究センター、JICA 兵庫国際センター、DRI、ADRC）：政策統括、組織連携、人材育成、防災・減災文化発信を推進する。

次に、世界の発展、安全・安心な社会の取り組みのニーズに応じて、HAT 神戸に設置された諸機関の役割を 3 段階に分ける。

第一段階では、70 年代初～90 年代半ばまで「都市開発と環境問題」を中心とした世界の動きがあった。

第二段階では、95 年～2004 年まで「耐震・防災の技術開発」及び「震災復旧・初期復興」

第三段階では、2005 以降～2010 年現在に至るまで、160 ヶ国以上の参加のもと、兵庫県神戸市で開催されていた国連防災世界会議は、災害早期警戒システムの構築など今後 10 年間に取り組むべき 5 つの優先分野をまとめた「兵庫行動枠組」などを採択した。

現在、HAT 神戸の 18 機関は「災害対策」に関連するという共通点を持ち、「防災・減災」を目的としてさまざまなアプローチを行っている。

[附属資料 9. HAT 神戸にある 4 グループ]、[附属資料 10. HAT 神戸にある 18 機関年表]

おわりに：政策に関する提言

災害対策支援を日本の国際平和協力国家としての活動の中心に置くべきである。具体的な取組みと改善の在り方については、次のようなことが考えられる。

①現在の国際協力機構（JICA）を中心とした災害対策国際協力の仕組みは、緊急時に迅速性を欠く傾向があるため、まず今後の緊急時救援活動において、医療チームの強化、復旧・復興専門家が緊急援助隊員として同行し情報収集、地元救援部隊への救援技術・機材の提供及び災害ボランティアとの情報を共有し、相互支援を行う必要がある。次に、救援活動を通じて、命の尊重や国際人道主義の社会的効果を重視すべきである。

②JICA を災害対策基本法上の指定機関に位置づけて、国内巨大災害時の海外からの救援部隊のサポートとして対応への習熟を図ること、緊急救援の迅速性を維持しながら、より長期にわたる復旧・復興支援業務に力を尽す方針を強化する必要がある。

③国家間の国際協力と並んで、防災意識の向上、災害情報と技術の共有、国境を越える自治体間で復旧・復興のための資源（人的、物的、資金的、情動的）共有の仕組みづくりを検討すべきである。

④海外からの援助部隊の受入れについて、支援成果を上げるためには、自己完結型の援助部隊、適切な情報提供（被害状況、ニーズ等）、国際調整機関が被災地内外の自治体、VNCとの連携、および自治体の責任と役割分担を明確にすることが必要である。

⑤東北関東大震災の復旧・復興を担う被災地の行政機関への支援においては、被災地内外の自治体でペアを組み、一対一で支援に取り組む「四川方式（対口支援）」を導入すると、効率も良く、責任の所在もわかり、継続的な支援が期待できる。そのため、関西広域連合は東・西日本の対口支援のパイプ役を務めるとともに、国際支援の受け入れの窓口を設ける。さらに、DAR 協議会が関西広域連合のシンクタンクとして、東北復興グランド・デザインの国際コンペティションを開催し、世界の東北復興モデル（復興まちづくり）を創出すべきである。

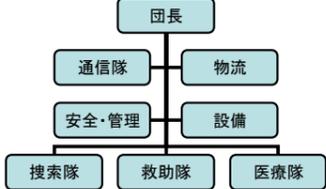
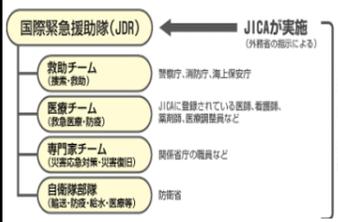
参考文献

- ① 福島第一原子力発電所事故－Wikipedia
- ② 2011年東北地方太平洋沖地震－Wikipedia
- ③ 「2010年版 政府開発援助（ODA）白書」
- ④ 「国際緊急援助における UNOCHA の援助調整と日本の取り組み」 沖田陽介、国際協力研究 Vol.22 No.1（通巻43号）2006.4
- ⑤ 「国際協力と NGO—外務省と日本の NGO のパートナーシップ」 2009年10月版、外務省
- ⑥ 「中国四川地震被災者支援 経過報告」、「中国四川地震被災者支援報告書」 2009年11月 ジャパン・プラットフォーム事務局
- ⑦ 「ミャンマー・サイクロン被災者支援報告書」 2009年11月 ジャパン・プラットフォーム事務局
- ⑧ 「NGO による緊急・復興支援の実情と課題—復興支援へのつなぎ方」 報告書、外務省主催 H20年度海外 NGO との共同セミナー、外務省国際協力局 民間援助連携室、2009年3月
- ⑨ 検証テーマ『国際交流・協力を通じた国際性豊かな社会づくり』 芹田健太郎
- ⑩ 「The Great Hanshin-Awaji (Kobe) Earthquake in Japan 17 January 1995—The Earthquake, On-Site Relief and International Response」 DEPARTMENT OF HUMANITARIAN AFFAIRS DHA, GENEVA, DHA/95/141)
- ⑪ 貝原俊民著「大震災 100 日の記録—兵庫県知事の手記—」 ぎょうせい、1996年1月
- ⑫ 貝原俊民著「兵庫県知事の阪神・淡路大震災—15年の記録—」 丸善、2009年8月
- ⑬ 「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」
- ⑭ 「阪神・淡路大震災—兵庫県の1年の記録」 兵庫県、p63-64
- ⑮ 「阪神・淡路大震災—神戸市の記録 1995」 神戸市、p596
- ⑯ 「兵庫県地域防災計画」 第3編災害応急対策計画、第3章円滑な災害応急活動の展開、平成19年、「神戸市地域防災計画 防災対応マニュアル」 平成22年度
- ⑰ 「阪神・淡路大震災における区市町村行政の対応と災害ボランティアの救援活動の実際」 報告書
- ⑱ 「国際緊急援助隊評価報告書」 外務省 ODA、2004年3月

附属資料

1. 防災分野における JICA の取り組み
2. 世界 67 ヶ国 73 緊急援助隊チームの構成
3. 外務省 ODA 援助形態別の概要・取組—国際緊急援助隊の派遣チーム概要
4. 外務省 ODA 援助形態別の概要・取組—世界地図から見る国際緊急援助隊の派遣実績（1978年～2011年2月）
5. 外務省 ODA—国際緊急援助隊の過去におけるスキームレベルの提言事項（2003年迄）
6. 諸外国・地域・国際機関からの救助チーム等活動場所（平成23年4月20日現在）
7. 諸外国・地域・国際機関からの救助チーム等受入れ日程一覧（4月20日現在）
8. 諸外国等からの物資支援・寄付金（実績一覧表）（4月19日現在）
9. HAT 神戸にある4つのグループ
10. HAT 神戸にある18機関年表

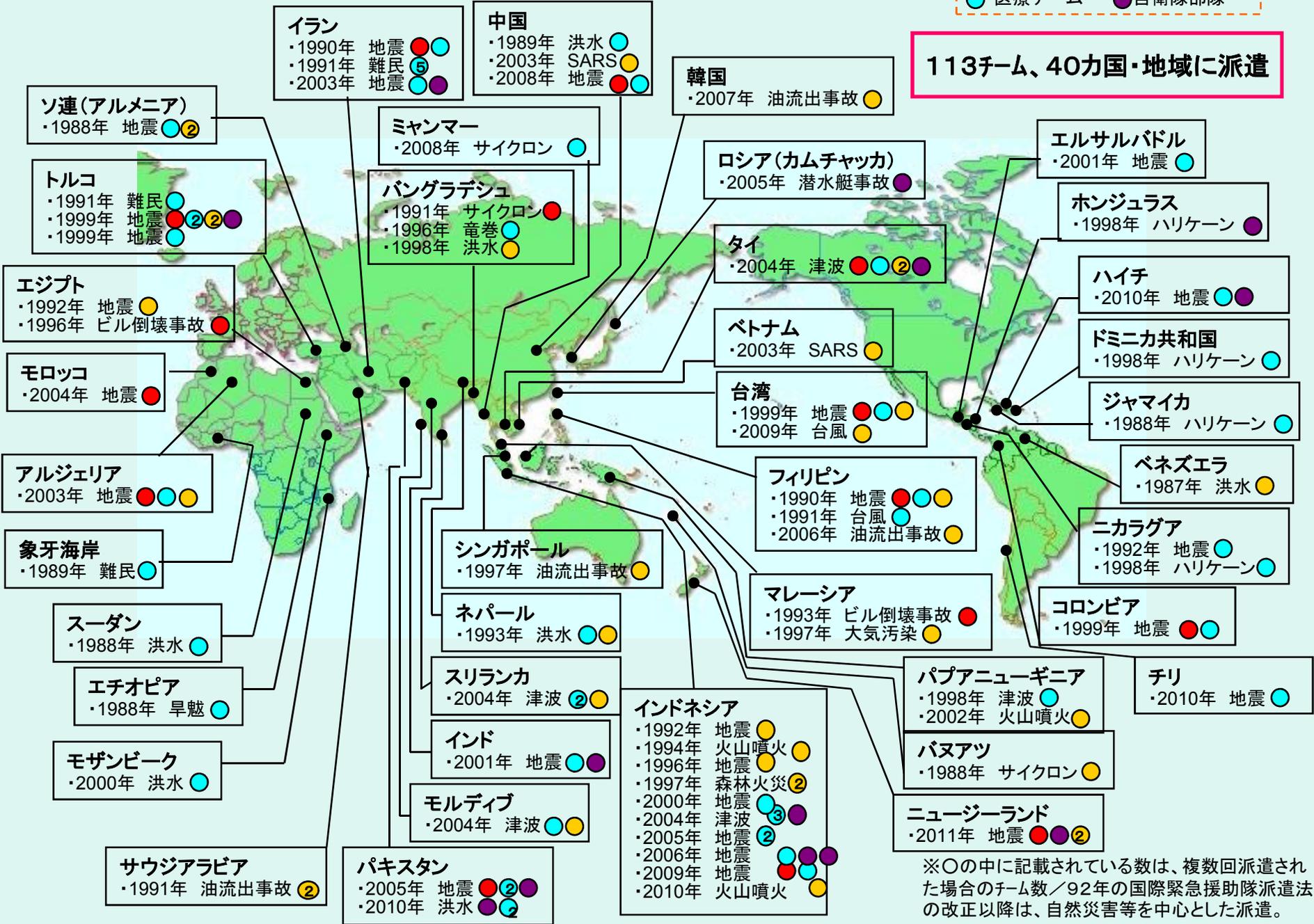
年代 機関	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	
国際政治・経済				第54回国連総会、「国際防災戦略 (ISDR)」の活動を実施することを決議	国連国際防災戦略 (ISDR) 事務局を設置	日本の協力により、国際防災戦略の効果的な推進に向け、政策面や組織面で最適な実施方法を抽出することなどを目的とした世界防災白書を作成	国際防災戦略 日本政府の協力により、初の「世界防災白書」を刊行							
政治行政			アジア防災センター (兵庫県神戸市) に設置<メンバー国25カ国、アドバイザー国5カ国>	「国際防災の10年」記念シンポジウムを開催 (東京)	「国際防災連絡会議」を設置	「世界防災会議 2001」を開催 (兵庫県)、本会議には、大島人道問題担当国連事務次長からメッセージが寄せられ、神戸が国際的な防災、人道援助の拠点として成長していくことを期待するとの展望が示された。 ※ 「国土庁防災局」は、2001年より、「内閣府 (防災部門)」になりました。	共同議長である奥山内閣府大臣政務官より、全世界の被災者の9割が集中するアジア地域においては、防災対策の強化が最重要課題であること、そのために、各国間の協力を一層進めていく必要があることが強調された。	国連国際防災戦略 (ISDR) 事務局と日本政府 (内閣府) が主催する国際防災戦略アジア会合を統一のテーマ「地球との共存：しなやかな防災社会の構築に向けて」のもと、「アジア防災会議2003」を開催、21世紀において「都市災害への対応」「気候変動が引き起こす災害への対応」に取り込む			経済協力局及び国際社会協力部のODA関係部門を統合して「国際協力局」を新設			
日本の動き				日本輸出入銀行と海外経済協力基金とが統合し、全額政府出資の特殊銀行国際協力銀行 (JBIC) が発足	日本ODA支出純額 (13,508百万ドル) 一位	日本ODA支出純額 (9,847百万ドル) 二位	日本ODA支出純額 (9,283百万ドル) 二位	日本ODA支出純額 (8,880百万ドル) 二位	日本ODA支出純額 (8,922百万ドル) 二位	日本ODA支出純額 (13,126百万ドル) 二位	日本ODA支出純額 (11,136百万ドル) 三位	日本ODA支出純額 (7,679百万ドル) 五位	国際協力銀行 (JBIC) が解散し、当行の海外経済協力業務を JICA に承継 (JJ 統合)、ODA の実施機関を一元化することになり、 新 JICA が誕生 。日本 ODA 支出純額 (9,579 百万ドル) 五位	
国際協力							研修員受入れ以外の事業を JICA 大阪から移管し、兵庫県内の JICA 事業を一元的に担当	独立行政法人国際協力機構 (JICA) 発足					青年海外協力隊、派遣隊員が3万人突破	
県政	WHO神戸センター開設		明石海峡大橋開通、神戸淡路鳴門自動車道全線開通	まちづくり基本条例公布	淡路花博「ジャパンフローラ2000」開催、播但連絡道路全線開通、新兵庫県地球温暖化防止推進計画策定	ひょうごIT戦略策定、21世紀兵庫長期ビジョン策定	震災復興プロジェクト「神戸東部新都心」の中心的な施設 JICA 兵庫 (国際協力事業団兵庫国際センター) は「HAT (Happy Active Town) 神戸」へ移転、開館	兵庫県災害医療センター開設	県立3大学の統合により兵庫県立大学が誕生	阪神・淡路大震災10周年記念式典の開催、ひょうご安全の日 (1月17日) の制定、兵庫県住宅再建共済制度スタート	神戸空港の開港、地域安全まちづくり条例の公布、第61回国民体育大会「のじぎく兵庫国体」、第6回全国障害者スポーツ大会「のじぎく兵庫大会」の開催	兵庫県と共同で国際防災研修センター (DRLC) を設置	「新行財政構造改革推進方策『新行革プラン』」を策定、「全国菓子大博覧会・兵庫」に全国から92万人が来場、G8 環境大臣会合が神戸で開催	
兵庫県の動き	理事長計盛哲夫就任		(財) 社会システム研究所との統合	21世紀記念事業企画推進担当を設置	「こころのケアセンター」の機能の一部を継承したこころのケア研究所を機構内に設置	理事長宮崎秀紀就任、(財) 兵庫県長寿社会研究機構を発展的に改組した (財) 兵庫県ヒューマンケア研究機構を設立、機構内にまちづくり研究所準備室を設置	まちづくり研究所準備室を廃止 (まちづくりに関する研究は (財) 21世紀ひょうご創造協会と (財) 兵庫県立美術館「芸術の館」開館、人と防災未来センター開館。	(財) 21世紀ひょうご創造協会との統合により解散、(財) 21世紀ひょうご創造協会と (財) 兵庫県ヒューマンケア研究機構の統合	兵庫県こころのケアセンターの管理運営を受託、兵庫県広域防災センター開設	「(財) 阪神・淡路大震災記念協会」と「(財) 21世紀ヒューマンケア研究機構」を統合し、「財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構」を設立、理事長貝原俊民就任、ニュースレター「Hem21」が発行	安全安心社会研究所、地域政策研究所、長寿社会政策研究所、少子・家庭政策研究所を統合、「安全安心なまちづくり政策づくり政策研究群」の2群に再編、HAT神戸に集積した様々な研究機関との間の連携をはじめ、内外のネットワークや研究成果を生かし、知的貢献を推進。	第1回21世紀文明シンポジウムを開催、基調講演：「洞爺湖サミット」と今後の環境外交」、機構の情報発信を一元的に行う観点から、機構「ニュースレター「Hem21」と人と防災未来センター機関紙「MIRAI」を統合し、発行部数の拡大と内容の充実。第9回アジア太平洋フォーラム・淡路会議の開催、「こころのケア」シンポジウムの開催		
国際支援							県民の参画と協働の推進に関する条例公布						日伯交流年・ブラジル移住100周年記念事業の開催	
自然災害			ホンジュラスハリケーン13,700人	トルコ地震15,500人	ベネズエラ洪水3万人	インド地震13,805人		イラン地震30,000人、十勝沖地震	インド洋地震津波229,652人、台風23号大被害、新潟県中越地震発生	米国ハリケーン5,336人、パキスタン地震74,651人	インドネシア・ジャワ島中部地震発生/火山5,778人	新潟県中越沖地震発生	ミャンマーサイクロン138,373人、中国四川地震87,150人	

		54	55	56	57	58	59	60
A		オーストラリア		中国	イスラエル	日本	カザフスタン	大韓民国
B	国							
C	名称 (通称)	ニュー・サウスウェールズ機動隊	クイーンズランド機動隊-1	中国国際救援隊	イスラエル緊急救助捜索隊	JICA国際緊急援助隊	カザフスタン捜索救助隊	韓国捜索救助隊
D		New South Wales Task Force : NSWTF/1	Queensland Task Force 1 : QLD T/F 1	China International Search And Rescue : CISAR	Fast Israeli Rescue and Search Team : F. I. R. S. T.	Japan Disaster Relief Team : JDR	Kazakhstan SAR Team	Korea Search and Rescue Team : KOSAR
E	チーム 徽章							
F	タイプ	(行政機関)	(行政機関)	(行政機関)	(行政機関)	(行政機関)	(行政機関)	(行政機関)
G	Regio nal Group Asi a/Pa cific	IEC:INSARAG External Classification 国際捜索救助諮問 グループ技能評価	Heavy USAR Team (2008)	Heavy USAR Team (2009)		Heavy USAR Team ()		
H	機能 捜索・救助	○	○	○	○	○	○	○
I	救急医療・ 防疫	○	○	○	○	○	○	○
J	災害応急対 策専門家	○	○	○	○	○	○	○
K	補給・輸送	○	○	○	○	○	○	○
L	自己完結	○	○	○	○	○	○	○
M	創立年	2001	2001	2001	1986	1987		1995
N	組織 構成							
O	人数			220	480	67		80
P	連絡先 (本部)	Tel: +61 2 6256 4618 Fax: +61 2 6256 4653 Mob: +61 407 220 803 Email: james.gustus@ema.gov.au	Tel: +61 2 6206 4670 Mob: +61 419 381 799 Email: Thanh.le@ausaid.gov.au	Phone: +861088015613 Fax: +86 10 68170544, 68218302 E-mail: huangjf@vip.sina.com	Tel: + 972 6 67 09 944 Fax: + 972 66 70 99 45 Email: laor10@zahav.net.il	Tel: +81 3 5501 8359 Fax: +81 3 5501 8358 Email: kinjin@mofa.go.jp	Tel: +7/3272/612391 Fax: +7/3272/612737 Email: emergency@asdc.kz	Tel: + 82 2 37 03 53 60 Fax: + 82 2 37 03 55 72 Email: insaragkorea@yahoo.com
Q	連絡先 (実行部 隊)	Tel: +61 2 9742 7337 Fax: + 61 2 9742 73 80 Email: john.denny@nswfire.nsw.gov.au	Tel: +61 7 3909 4301 Mob: +61 408 942 423 Fax: +61 7 3909 4398 Email: glittlewood@emergency.qld.gov.au	Phone: +861088015613 Fax: +86 10 68170544, 68218302 E-mail: huangjf@vip.sina.com		Tel: +81 3 5226 6584 Fax: +81 3 5226 6348 Email: yanagisawa.kae@jica.go.jp	Tel: +7 327 24484500 Fax: +7 327 2624317	Tel: +82 31 570 2031 Fax: +82 31 529 1119 Email: maruchie20@nema.go.kr
R	Webサイト		http://www.ema.gov.au	http://www.jianzai.gov.cn/; http://baike.baidu.com/view/211354.htm?fr=	http://www.israaid.org.il/	http://www.iica.go.jp	http://www.emer.kz/; http://www.fireman.kz/index.php	http://www.rescue.go.kr/english/index2.htm; http://www.rescue.go.kr/; http://en.rescue.go.kr/menu2_sub0
S	備考							

国際緊急援助隊の派遣先(1987年～2011年2月28日現在)

● 救助チーム ● 専門家チーム
● 医療チーム ● 自衛隊部隊

113チーム、40カ国・地域に派遣



※○の中に記載されている数は、複数回派遣された場合のチーム数/92年の国際緊急援助隊派遣法の改正以降は、自然災害等を中心とした派遣。

国際緊急援助隊の過去 6 年間におけるスキームレベルの提言事項

(各派遣に際し、個別活動報告書にて提言されたもの)

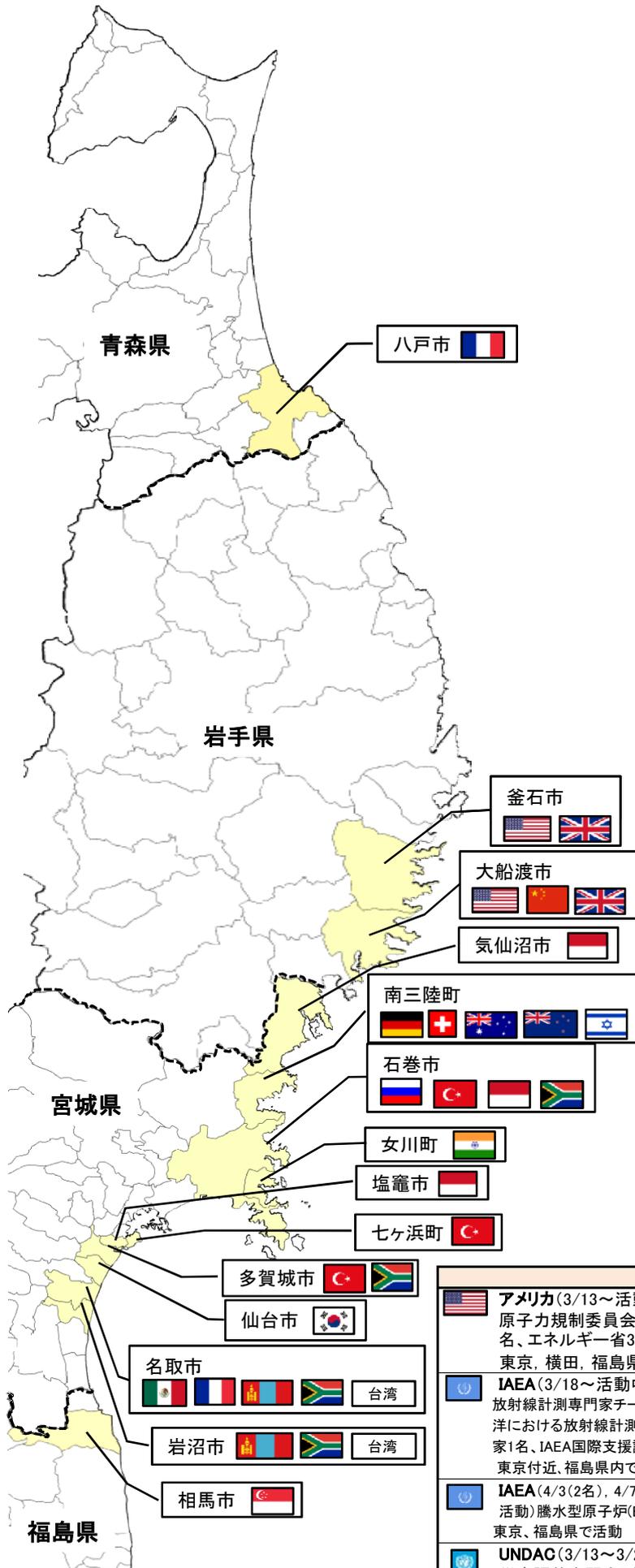
「救助チーム」「医療チーム」「専門家チーム」

(派遣時の実施体制の評価の観点 6 点との関係を示したもの)

発災から現地到着までの迅速性、 活動体制、 ロジ面
 情報公開、 現地対策本部・国際機関との関係、 チームの能力

救助チーム	実施体制の評価の観点					
<p>➤ <u>2003 年アルジェリア地震災害</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捜索救助犬の帯同、救助隊の訓練を受けた医療班の帯同、広報団員として JICA 広報課職員の参加、通信専門家の参加など INSARAG ガイドラインに準拠した救助チームの編成を初めて行うなど画期的であった。 ・ 医療チーム(JMTDR)においては、救助チームとの連携活動に対応可能な人材の養成を早急に進め、今後の活動に備える必要あり。 ・ JDR 派遣終了後、技術協力、無償資金協力などの将来の ODA 案件に繋げるためのフォローアップが必要である。 ・ 救助技術を磨くとともに、我が国の救助技術のノウハウを各国に広め国際貢献を進めるうえでも、各国救助チームとの合同連携作業について国連等が実施する海外訓練研修に関係省庁が積極的に参加する必要がある。 						
<p>➤ <u>1999 年の台湾地震災害</u></p> <p>(i) 派遣体制(外務省、警察庁、消防庁、海上保安庁、JICA)への教訓・提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部隊編成の見直し、指揮官の責任と権限及び指揮系統の明確化。 ・ 研修等を利用した団長、副団長、隊員のレベルアップ。 ・ 救助用資機材、通信機器の整備を拡充。 ・ 平時における災害多発の状況・データを収集・整理。 ・ 平時よりチームの能力評価を行い、派遣時にチーム能力を OSOCC へ提出する体制を整えておく。 ・ INSARAG を通じた地域間協力のネットワーク構築。 <p>(ii) チーム構成への教訓・提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療班の同行、救助犬の活用、NGO 等との協力など、他のチーム、機関との連携の促進。 						
<p>➤ <u>1998 年のコロンビア地震災害</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サバイバル状況を前提とした自己完結型オペレーションのためのロジ業務の整理、訓練の必要性。 ・ 大使館、JICA 事務所のない地方でのロジ面での後方支援体制の強化、機材の運搬方法、生存者に関する情報の確認方法の改善の必要性。 						

諸外国・地域・国際機関からの救助チーム・専門家チーム等活動場所一覧(4/20)



諸外国・地域からの救助・医療チーム活動概要	
	韓国 (3/14~3/23活動) 救助隊員107名、救助犬2匹 宮城県仙台市で活動
	シンガポール (3/13~3/15活動) 救助隊員5名、救助犬5匹 福島県相馬市で活動
	ドイツ (3/14~3/15活動) 救助隊41名、救助犬3匹 宮城県南三陸町で活動
	スイス (3/14~3/16活動) 救助隊員27名、救助犬9匹 宮城県南三陸町で活動
	アメリカ (3/15~3/19活動) 救助隊員144名(救助犬含む) 岩手県大船渡市、釜石市で活動
	中国 (3/14~3/20活動) 救助隊員15名 岩手県大船渡市で活動
	イギリス (3/15~3/17活動) 救助隊員77名(プレス8名含む)、救助犬2匹 岩手県大船渡市、釜石市で活動
	メキシコ (3/15~3/17活動) 救助隊員12名、救助犬6匹 宮城県名取市で活動
	オーストラリア (3/16~3/19活動) 救助隊員75名、救助犬2匹 宮城県南三陸町で活動
	ニュージーランド (3/16~3/18活動) 救助隊員52名 宮城県南三陸町で活動
	フランス (3/16~3/23活動) レスキュー関係者134名 (モナコ人11名含む) 宮城県名取市、青森県八戸市で活動
	台湾 (3/16~3/18活動) 救助隊員28名 宮城県名取市、岩沼市で活動
	ロシア (3/16~3/18活動) 第1陣75名、第2陣80名 宮城県石巻市で活動
	モンゴル (3/17~3/19活動) 救助隊員12名 宮城県名取市、岩沼市で活動
	トルコ (3/20~4/8活動) 救助隊員32名 宮城県多賀城市、石巻市、七ヶ浜町で活動
	インドネシア (3/19~3/23活動) 救助隊員11名、事務員、メディカル4名 宮城県気仙沼市、塩竈市、石巻市等で活動
	南アフリカ (3/19~3/25活動) 救助隊員45名 宮城県岩沼市、名取市、多賀城市、石巻市で活動
	イスラエル (3/29~4/10活動) 医療支援チーム53名 宮城県南三陸町で活動
	インド (3/29~4/6活動) 支援隊46名 宮城県女川町で活動
その他チーム活動概要	
	アメリカ (3/13~活動中) 原子力規制委員会専門家11名、エネルギー省34名 東京、横浜、福島県で活動
	IAEA (3/18~活動中) 放射線計測専門家チーム16名、海洋における放射線計測に係る専門家1名、IAEA国際支援調整官1名 東京付近、福島県内で活動
	IAEA (4/3(2名)、4/7(1名)~4/11活動) 沸水型原子炉(BWR)専門家 東京、福島県で活動
	UNDAC (3/13~3/23活動) 災害調整専門家7名 東京を拠点に、災害調整等活動を実施
	イタリア (3/16~3/21活動) 調査ミッション6名(捜索救助、原子力安全等専門家) 東京都内で調査
	IAEA (3/26~4/1活動) 食品モニタリング専門家チーム3名 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、東京都で活動
	WFP (3/15日本到着、活動中) 物流等支援要員13名 東京、宮城、岩手で活動
	UNOCHA (3/23~4/2活動) 災害調整専門家3名。東京を拠点に活動。宮城県、岩手県を訪問

諸外国・地域・国際機関からの救助チーム・専門家チーム等受入れ日程一覧

撤収済・撤収中のものは☆

平成23年4月20日現在

国・地域名		チーム構成	到着日	到着先	活動地(撤収日を含む)
☆	韓国	①救助犬2匹、スタッフ(隊長、救助犬オペレーター等)5名 ②救助隊102名 両チームは、②が仙台に到着した14日夜に合流。	①3月12日 ②3月14日	①羽田空港→宮城 ②成田空港→福島空港→宮城	宮城県仙台市(3月23日撤収)
☆	シンガポール	スタッフ 5名 救助犬 5匹	3月12日	成田空港	福島県相馬市(3月15日撤収)
☆	ドイツ	レスキュー隊員41名、救助犬3匹	3月13日	成田空港	宮城県南三陸町(3月15日撤収)
☆	スイス	レスキュー隊員27名 救助犬9匹	3月13日	成田空港	宮城県南三陸町(3月16日撤収)
☆	人道支援関係	レスキューチーム144人 ・フェアファックス(USAR)チーム ・ロサンゼルス(USAR)チーム ・各チーム救助犬を含む	3月13日	三沢基地	岩手県大船渡市、釜石市(3月19日撤収)
	原子力関係	原子力規制委員会専門家11名、米エネルギー省34名及び PNNL2名	①3月13日(2名)、3月16日(8名) ②米エネルギー省(3月15日まで) ③PNNL(3月30日)	成田空港 横田基地など	東京、横田、福島県など
☆	中国	レスキュー隊員15名	3月13日	羽田	岩手県大船渡市(3月20日撤収)
☆	英国	レスキュー関係者 69名、プレス8名、救助犬2匹	3月13日	三沢基地	岩手県大船渡市、釜石市(3月17日撤収)
☆	ニュージーランド	①先遣隊7名 ②レスキュー隊(S&R)隊員45名	①3月13日 ②3月14日	①成田 ②成田	宮城県南三陸町(3月18日撤収)
☆	国連	UNDAC	3月13～14日	成田	JICA東京(3月23日撤収)
☆		UNOCHA	3月13～14日	成田	JICA東京(UNDACチームを引き継ぎOCHA職員3名が活動。4月2日撤収。)
☆	メキシコ	レスキュー関係者12名、救助犬6匹	3月14日	成田空港	宮城県名取市(3月17日撤収)
☆	オーストラリア	①救急隊員75名 ②救助犬2匹	3月14日	横田基地	宮城県南三陸町(3月19日撤収)

諸外国・地域・国際機関からの救助チーム・専門家チーム等受入れ日程一覧

撤収済・撤収中のは☆

平成23年4月20日現在

国・地域名	チーム構成	到着日	到着先	活動地(撤収日を含む)
☆ フランス	レスキュー関係者 134名 (モナコ人11名を含む)	3月14日	羽田 →3月15日16時仙台到着済	宮城県名取市、 青森県八戸市(3月23日撤収)
☆ 台湾	レスキュー隊員28名	3月14日	羽田	宮城県名取市、岩沼市(3月18日撤収)
☆ ロシア	第1陣:75名 第2陣:約80名	第1陣:3月14日 第2陣:3月16日	第1陣:成田(50名)、福島(25名) 第2陣:成田	宮城県石巻市(3月18日新潟に撤収。同22日新潟から帰国。)
☆ モンゴル	レスキュー隊員12名	3月15日	成田	宮城県名取市、岩沼市(3月19日撤収)
国連世界食糧計画(WFP)	物流支援要員13名(可動式倉庫設置、ニーズ調査)	3月15日～	成田	東京、宮城、岩手
☆ イタリア	調査ミッション6名(捜査救助、原子力安全等専門家、犬はなし)	3月16日	成田	東京都内で調査(3月21日までに全員帰国)
☆ インドネシア	11名(レスキュー)、4名(事務員、メディカル)	3月18日	成田	気仙沼、塩竈、石巻などの避難所にて自国民の安否確認を含む人道支援活動(3月23日撤収)。同27日に全員帰国。
☆ 南アフリカ	救助隊員45名	3月18日	成田	宮城県岩沼市、名取市、石巻市、多賀城市(3月25日撤収)
IAEA	放射線計測専門家チーム(のべ16名+1名(海洋における放射線計測に係る専門家))+IAEA国際支援調整官1名	3月18日～	成田	東京近辺、福島県内
	☆ 食品モニタリング専門家チーム(3名:FAO職員1名を含む)	3月26日	成田	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、東京(4月1日撤収)
	☆ 沸騰水型原子炉(BWR)専門家3名	4月3日(2名)、7日(1名)	成田	東京、福島県(4月11日撤収)
☆ トルコ	救助隊32名	3月19日	成田	拠点:宮城県利府町 活動地:宮城県多賀城市、石巻市雄勝町、宮城郡七ヶ浜町等(4月8日撤収)
☆ イスラエル	医療支援チーム53名	3月27日	成田	拠点:宮城県栗原市 活動地:宮城県南三陸町(4月10日撤収)
☆ インド	支援隊46名	3月28日	成田	拠点:宮城県利府町 活動地:宮城県女川町(4月6日撤収)

諸外国等からの物資支援・寄付金一覧

2011年4月19日
外務省

★現時点で計138の国・地域及び計39の機関が支援意図を表明。(一般的な支援表明、人的支援・物資支援・寄付金分)

★以下のとおり計97の国・地域・機関から物資・寄付金を受領(物資:44、寄付金:69(総額約68億円以上)・一部重複)。

※本表は、外国政府等からの物資支援・寄付金をまとめたもの。(注:民間団体や個人からの支援は含まない)

国・地域・機関	物資支援・寄付金	日本への受入れ日	受入れ場所
米国	米国際開発庁から緊急物資(寝袋、簡易ベッド、石油ストーブ、灯油等)、放射線防護服1万着。米軍から食料品約280トン並びに水770万リットル、燃料約4.5万リットルを配布(貨物約3100トンの輸送)、消防車2台、ポンプ5機、核・生物・化学兵器対処用防護服99セット、ホウ素約9トン、大型放水用ポンプ1式、淡水を積載したバージ船2隻。米国防総省より放射線線量計31,000枚。	随時	各地
	寄付金		
国連児童基金(ユニセフ)	水(約5万5000本)、子供用下着(約27万枚)、靴、おもちゃ、ぬいぐるみ、教育キット、レクリエーションキット、絵本、通学鞆(文房具入り)、ランドセル、防犯ブザー等。	随時	宮城県 岩手県 福島県
中国	12人用テント500張、6人用テント400張、毛布2,000枚、手提げ式応急灯200個	3月14日	宮城県
	水(6万本)、使い捨てゴム手袋(325万組)	3月28日	茨城県 宮城県他
	仮設トイレ60個、厚手ゴム手袋1万組、スニーカー2.5万足	3月31日	宮城県
	ガソリン1万トン	4月2日	各地
	ディーゼル油1万トン	4月3日	各地
香港	食料(缶詰約2万個)	4月9日	福島県
台湾	発電機688台、毛布1599箱、寝袋2,587箱、スリーピングマット236箱、衣類(防寒着等を含む)、4,488箱、食品16.5トン及び9,444箱、ストーブ900台、マスク404箱、カイロ150箱、飲料870箱、手袋42箱、暖房器具53台、マットレス33箱、粉ミルク895箱、マフラー21箱、ナプキン10箱、枕16箱、キルト408箱、ティッシュ20箱、トイレトーパーパー30箱、懐中電灯3箱、タオル48箱、納体袋24箱。	3月14日 ~28日	宮城県 福島県 岩手県 新潟県 山梨県
	寄付金(※台湾との実務交流窓口は交流協会。)		
モンゴル	毛布(約2,500枚)、セーター・靴下等の防寒衣(計約800着・足)	3月14日 ~15日	宮城県
	寄付金		
インド	毛布(26,740枚)	3月16日 ~30日	栃木県他
	水(750ml×約1.3万(約10トン分))	3月23日	宮城県
	ビスケット(約10トン)	3月28日	宮城県
カナダ	①毛布(約2.5万枚)、②放射線サーベイメーター154台、個人線量計5005台	3月17日 4月6日	宮城県 山形県 神奈川県 福島県他
	寄付金		
タイ	毛布(約2万枚)	3月18日 ~4月15日	栃木県 山形県他 岩手県 宮城県(県及び石巻市) 福島県 埼玉県 東京都 神奈川県 茨城県 岩手県(県及び大船渡市) 岩手県 福島県 東京都 JEN 北海道 岩手県
	サバイバル・キット(500個)、寝袋(1,000セット)、缶詰(約2.8万個)、ラーメン(2.8万食)、懐中電灯(約130個)		
	懐中電灯(約400個)、マスク(約1万枚)、毛布(850枚)		
	水(1.5L×約9,000本)		
	防寒具(420箱)、缶詰(17箱)、サバイバルキット600セット、水(500ml×4.5万本)、ラーメン252食		
	毛布(約16,000枚)、防寒具(約400着)		
	マスク(約2千枚)		
	毛布(約1500枚)、ラーメン(300箱)、マスク(5万4千枚)		
	寄付金		

国・地域・機関	物資支援・寄付金	日本への受入れ日	受入れ場所	
ウクライナ	毛布(2,000枚)	3月17日	栃木県	
国際電気通信連合(ITU)	衛星移動通信端末等の貸与(152台)	3月17日 ~22日	岩手県 宮城県他	
インドネシア	毛布(約10,000枚)	3月18日 ~20日	岩手県 山形県 埼玉県	
	寄付金			
キルギス	水(ミネラル・ウォーター約2.5トン)	3月18日	宮城県	
	寄付金			
フランス	毛布(8,000枚)	3月19日	山形県	
	毛布(6,870枚), マスク(97万2千枚), 防護服・防護マスク(約2万着), 放射線測定機(250個), ポンプ10台, 発電機5台, コンプレッサー5台, 環境測定車両3台, 環境測定被牽引車両(1台), 医薬品5トン, 消毒用アルコール12トン, 食料品10トン, 水(0.5L×10万800本)	3月25日	岩手県 宮城県 福島県 茨城県 他	
	防護服(1,000着)	4月5日	防衛省	
	放射線計測器等の原子力関連物資	4月10日	東電	
	寄付金			
シンガポール	毛布(4,350枚), 水(0.5L×1万本, 1.5L×1万本), マットレス(200個), ポリタンク(20L×3,000個), 非常食(4,400食)	3月19日	宮城県	
	寄付金			
韓国	毛布(6,000枚), 水(100トン)	3月19日	福島県	
	食料(レトルト焼飯(30,000個), チョコパイ(12,000袋), ラーメン(129,024袋)等), 長靴(4,000足), ゴム手袋(12,000個), ペットボトル茶(14,000本)	3月27日	宮城県	
	水(480トン), 海苔, レトルトご飯	4月2日	宮城県	
	マスク(2万個), 石けん(2万個), 作業用手袋(3,500組), レトルト炊き込み御飯(2,800食)	4月5日	岩手県	
	寄付金			
ロシア	毛布(1.72万枚), 水(3.6トン)	3月19日	宮城県	
	寄付金			
コロンビア	水, 黒砂糖, 食料, 調味料, トイレtpペーパー等	3月22日	宮城県	
ウズベキスタン	テント200点, 毛布2,000枚, 防寒長靴2,000足	3月23日	福島県 宮城県	
イラン	缶詰5万個(ツナ及びインゲン豆:各2.5万個)	3月24日 3月31日	宮城県	
EU	欧州委員会	寄付金		
	オランダ	マットレス(1,998台)	3月24日	茨城県
		寄付金		
	デンマーク	毛布(23,310枚)	3月24日 3月29日	茨城県 栃木県
	リトアニア	毛布(2,000枚), 寝袋(300点)	3月24日	茨城県
	フィンランド	放射線計測モニター(50台)	4月5日	茨城県
		寄付金		
	ハンガリー	食料品(カップラーメン(39,864食), 桃缶(8,640個), チョコバー(27,000個), チョコかけアップルチップ(28,800袋)(合計16.7トン分))	4月6日	宮城県
スウェーデン	屋外作業用手袋(10,000点), ゴムブーツ(296足)			
スロバキア	衣料品(Tシャツ(1,000点), ズボン(1,000点), シャツ(1,000点), プルオーバー(1,000点)), 靴(1,000足), 寝袋(112点), テント(14張)			
	寄付金			
ベネズエラ	毛布(5トン), 缶詰(1,190箱), 水(約2.8トン)	3月24日	福島県 宮城県	
マレーシア	食料品パック(約2,000個)	3月24日	宮城県	
国連世界食糧計画(WFP)	栄養強化ビスケット(50万個) 可動式倉庫20基, プレハブ20棟 各国等からの支援物資(毛布, 食料等)の国内輸送を実施。	3月24日 3月25日	宮城県 岩手県	

国・地域・機関	物資支援・寄付金	日本への受入れ日	受入れ場所
フィリピン	食料品パック(1,500個), カップめん(12,000個), バスタオル(1,000枚), マット(1,000枚), 防塵マスク(5,000枚)	3月25日	宮城県 岩手県
パキスタン	水(1.5L×500本)	3月26日	岩手県
	常温保存可能牛乳パック(9トン), 高カロリービスケット(13.5トン)		宮城県
ネパール	毛布(5,000枚)	3月26日 3月27日	埼玉県
イスラエル	携帯トイレ(150個), 手袋(8,290組), アクリルフリース毛布(6,000枚), コート(1万着)	3月27日	福島県
メキシコ	保存食料(約8.4トン), 衛生物品セット(約3.4トン), 水(約6.8トン)	3月27日	宮城県 茨城県
英国	水(約100トン)	3月28日	茨城県
	放射線線量計(566台)	4月2日	東電
国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	ソーラーランプ(1,794個)	3月29日	宮城県
	ソーラーランプ(1,800個)	4月18日	宮城県
バングラデシュ	毛布(2,000枚), ゴム長靴(500足), ゴム手袋(1,000組)	3月31日	新潟県 宮城県
トルコ	毛布, シーツ(5,000枚), ツナ缶(約49,000個), ウズラ豆缶(約20,000個), 水(18.5トン)	4月4日	東京都 福島県 宮城県
ウルグアイ	コンビーフ缶(4,600缶)	4月4日	宮城県
	寄付金		
グアテマラ	食料(缶詰, クラッカー等), 栄養ドリンク, 水(600ml×10,008本)	4月9日	宮城県 茨城県 神奈川県
タンザニア	インスタントコーヒー	在京大が 本邦で購 入	宮城県
	寄付金		
カザフスタン	食料(牛肉の缶詰4万2,500個)	4月12日	宮城県
	食料(牛肉の缶詰4万750個)	4月18日	宮城県
	寄付金		
豪州	寄付金		
NZ	寄付金		
パプアニューギニア	寄付金		
トンガ	寄付金		
サモア独立国	寄付金		
ブータン	寄付金		
スリランカ	寄付金		
ラオス	寄付金		
ブルネイ	寄付金		
東ティモール	寄付金		
アイスランド	寄付金		
アンドラ	寄付金		
アイルランド	寄付金		
エストニア	寄付金		
バチカン	寄付金		
ラトビア	寄付金		
ルクセンブルク	寄付金		
オーストリア	寄付金		
スロベニア	寄付金		
クロアチア	寄付金		
セルビア	寄付金		

国・地域・機関	物資支援・寄付金	日本への受入れ日	受入れ場所
チェコ	寄付金		
ギリシャ	寄付金		
アゼルバイジャン	寄付金		
グルジア	寄付金		
ブラジル	寄付金		
パラグアイ	寄付金		
アルジェリア	寄付金		
アフガニスタン	寄付金		
オマーン	寄付金		
ガボン	寄付金		
スーダン	寄付金		
赤道ギニア	寄付金		
エリトリア	寄付金		
ナミビア	寄付金		
ボツワナ	寄付金		
マダガスカル	寄付金		
ルワンダ	寄付金		
アルメニア	寄付金		
ミャンマー	寄付金		
カンボジア	寄付金		
ベトナム	寄付金		
タジキスタン	寄付金		
モンテネグロ	寄付金		
モルドバ	寄付金		
ベラルーシ	寄付金		
アルバニア	寄付金		
ボスニア・ヘルツェゴビナ	寄付金		
ジャマイカ	寄付金		
ニジェール	寄付金		
ガイアナ	寄付金		

※諸外国等からの物資支援の希望については、被災者生活支援特別対策本部事務局等における被災地のニーズとの調整を踏まえ、受入れ作業を順次進めている。

No.	分類	機関名	主な事業
1	環境情報提供	アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN)	アジア太平洋地域における地球変動研究の促進、地球変動情報の普及、学界と政策決定者との相互作用を強化することを目的とする政府間ネットワーク、自然共生社会、低炭素社会
2		国際エメックスセンター (EMECS)	世界閉鎖性海域の環境の保全と適正な利用を目指す研究や情報交流のための国際的組織
3		神戸海洋気象台	気象、地震、津波、火山活動などに関する情報を発表・提供
4	防災技術開発	独立行政法人防災科学技術研究所・地震防災フロンティア研究センター (EDM)	都市部における地震防災の社会的課題・情報課題・物理的課題・政策課題に関する多分野の総合研究、防災技術の開発、防災情報の提供
5		独立行政法人防災科学技術研究所・兵庫耐震工学研究センター (E-Defense)	地震防災に関する広範な技術開発に対し検証手段を提供する、防災実践、耐震技術の開発
6	災害救援活動	国連人道問題調整事務所 (OCHA) 神戸事務所	効果的な人道援助のために政府機関や国際機関と協力しながら援助活動の調整、災害対応と人道援助に関する情報サービス
7		世界保健機関 (WHO) 健康開発総合研究センター (WHO神戸センターWKC)	21世紀の世界の健康と保健福祉問題に対応するための学際的国際機関、「都市と健康」、「高齢化と健康」、「保健福祉システム開発」に関する情報の収集、分析、発信
8		日本赤十字社 (JRC) 兵庫県支部	国内外の災害における緊急対応診療チームの派遣
9		兵庫県災害医療センター (HEMC)	救命救急センターと情報指令センター等の機能を有し、診療の早期開始や災害時における救急医療情報収集・提供。医療従事者の教育研修など人材の養成、情報収集・発信等
10		兵庫県こころのケアセンター (HITS)	「こころのケア」に関する多様な機能を有し、研究や研修、相談・診療等を推進
11	統括連携	国際防災復興協力機構 (IRP)	自然災害からの復興や防災のノウハウを集め提供することにより、被災地の復興に貢献するとともに、人材育成の国際的拠点。国連開発計画 (UNDP)、国連人道問題調整事務所 (UN/OCHA)、国連国際防災戦略 (ISDR) 事務局、アジア防災センター (ADRC) などの国際関係機関や国・兵庫県が共同で設立した
12		国連国際防災戦略事務局 (UNISDR) 兵庫事務所	防災分野での国際的な枠組・政策の策定・推進に関して中心的・触媒的役割を担う国連組織
13	政策提言・人材育成	ひょうご震災記念21世紀研究機構 (Hem21)	「安全安心なまちづくり」、「共生社会の実現」、「国際協力の仕組みづくり」を研究分野に政策提言を行い、研究者、行政機関や研究機関との知的交流、人材育成などの諸事業を展開
14		国連地域開発センター (UNCRD) 防災計画兵庫事務所	「環境」と「人間の安全保障」に関する研究、助言、情報普及やトレーニングを通じて、開発途上国の地域開発担当者の計画立案、実施能力の向上の推進
15		財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES) 関西研究センター	「産業と環境」をテーマとして、関西の学術研究機関や企業、団体ならびにアジア太平洋地域をはじめとする内外の研究機関と連携した調査研究、政策提言や普及活動
16		国際協力機構 (JICA) 兵庫国際センター	国際協力、国際交流、開発途上国における防災分野に携わる研修員受入れ、研修のフォローアップ、教材開発、研修リソース調査、防災イベントやセミナーの実施
17	人材育成	人と防災未来センター	「災害対策についての調査研究」、「防災に関する人材育成」に取り組み、災害発生時には災害対応の専門家を被災地に派遣し、専門的な助言や支援を行う
18		アジア防災センター (ADRC)	「災害情報の収集・共有」「防災力向上のための人材育成」「メンバー国等との防災協力プロジェクト」などの事業を推進

謝 辞

本報告書は、筆者が(公財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構研究調査本部主任研究員に在職中の研究成果をまとめたものである。

本機構研究調査本部長五百旗頭真先生には研究指導責任者として本研究の実施の機会を与えて戴き、並びに同機構研究統括林敏彦先生(経済政策)は研究指導者として、その遂行にあたって終始、ご指導を戴いた。ここに深謝の意を表す。

そして、CODE 海外災害援助市民センター理事/事務局長村井雅清様(災害ボランティア)、並びに、神戸大学大学院法学研究科教授栗栖薫子先生(国際安全保障)、関西学院大学国際学部准教授楠綾子先生(国際政治)には本研究会の委員として、兵庫県企画県民部防災企画課防災事業係長小山達也様(防災企画)、人と防災未来センター研究員上野友也様(国際人道支援)には本研究会のオブザーバーとして、ご助言を戴くとともに本研究報告の細部にわたりご指導を戴いた。ここに深謝の意を表す。

また、本研究の第 1 章では、JICA 国際緊急援助隊事務局次長池田修一様、JICA 兵庫所長伊禮英全様、国連地域開発センター(UNCRD) 防災計画兵庫事務所研究員斉藤容子様、CODE 海外災害援助市民センター村井雅清様、兵庫県防災企画課小山達也様に資料を提供して戴く、第 2 章では、前 JICA 国際緊急援助隊事務局緊急援助課/現兵庫県企画県民部防災企画局防災計画課防災計画係長兼関西広域連合広域防災局防災課課長補佐細見秀和様に資料を提供して戴くとともに有益なご助言を戴いた。

並びに、本研究報告の第 2 章および最後部分の政策提言では、本機構理事長貝原俊民様に「阪神・淡路大震災」に関する資料をご提供して戴くとともに有益なご助言を戴いた。また、同機構内田貞雄副理事長、丹羽副理事長から有益なご助言を戴いた。ここに皆様方に対して大変感謝の意を表す。

また、本研究調査本部研究統括野々山久也先生、林万平研究員、桜井靖久研究員、山崎亮研究員、安藤文暁研究員、阿部真大研究員、久保田裕之研究員、大床太郎研究員、また、前調査課堀部長、下村主幹、岡本様、太田様、東野様には研究遂行にあたり日頃より有益なご討論ご助言を戴いた。ここに感謝の意を表す。

また、本研究の研究遂行には本機構の研究費によった。

「災害対策をめぐる国際協力の仕組みづくり」研究担当
穉原雅人(Akihara Masato)
akiharam@dri.ne.jp
<http://www.hemri21.jp/>

研究員経歴

1968年北京市生まれ。中国北京清華大学土木建築構造学科卒業後、1992年来日。京都大学地域生活空間学修士課程(布野修司研究室)、神戸大学建築学科博士課程(重村力研究室)を経て、工学博士学位(建築学)取得。

その後、清華大学建築学院ポスト博士、日本学術振興会外国人特別研究員、筑波大学大学院世界文化遺産学専攻研究員。中国四川西南科技大学土木工程与建築学院客員教授、四川西南民族大学化学与環境保護工程学院客員教授。日本国籍に帰化。

日本建築学会正会員、中国建築学会直屬会員。2005年日中韓建築学会最優秀論文賞(JAABE Best Paper Award)受賞。共著『北京の四合院 - 過去・現在・未来 - 』（中央公論美術出版、2008）、『世界住居誌』（昭和堂出版、2005）、共訳『国外城市規劃法編訳与比較研究(中文)』（中国建設部城郷規劃司出版、2006）、学術論文など。

現在、本機構の研究テーマ「災害対策をめぐる国際協力の仕組みづくり」及び自主研究「世界遺産都市四川都江堰における震災復興をめぐる国際協力の在り方に関する考察」（平成22年度科学研究費補助金）を担当している。

最近の研究発表

- ① 穂原雅人：情報共有をめざして一巨大災害対策をめぐる国際協力の仕組みづくりー研究情報誌「21世紀ひょうご」, 2010第9号, トピックス, pp75-82.
- ② 厲基巍(清華大学), 毛其智(清華大学), 有田智一(筑波大学), 秋原雅人：近代日本老工業城市发展过程中“社宅街”的形成、演变及改良(中文) 城市发展研究, 2010年05期.
- ③ 厲基巍(清華大学), 秋原雅人, 毛其智(清華大学), 有田智一(筑波大学)：日本居住环境整治“不良住宅”的判定標準及拆遷安置(中文) 北京規劃建設, 2010年04期.

最近の招待講演

- ① 穂原雅人, 林万平：“Japan’s International Cooperation in Disaster Risk Reduction” 国際会議「災害対策を通して国際協力及び社会変革」, 韓国仁川, 2010年12月16日
- ② 垂水英司, 穂原雅人：「阪神・淡路大震災と復興まちづくり」国際会議「社区参与治理・2010 成都論壇」(コミュニティ参加と管理・2001 成都フォーラム), 四川成都, 2010年11月17-18日。社区参与治理資源平台(CCPG)と中央編訳局比較政治及經濟研究中心(CCCPE)が共同開催、四川省社会科学院社会發展及公共政策研究中心(SSPP)と成都市行政学院成都科学和諧發展研究中心が共同実施、運営。

最近の学習

- ① 災害対策専門マネジメント(エキスパート)資格取得, 人と防災未来センター主催、2010年10月。
- ② 「広域巨大災害と大震災に備える公開研究会」日本建築学会広域巨大災害と大震災に備える特別調査委員会、東京建築会館、2010年8月～2011年3月。